

恵庭市の環境

(素案)

— 令和6年度版 —



恵 庭 市

- 目 次 -

第1章 環境行政の意義と体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1節 環境行政の意義	1
◎ 恵庭市の概況	1
第2節 環境行政の体制	1
1. 本市の環境担当部局の機構	1
2. 恵庭市環境審議会	2
3. 自然保護監視員・鳥獣保護監視員	3
4. 自然公園指導員	3
第2章 公害対策の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第1節 大気環境及び生活環境の保全	4
1. 大気汚染の防止に関する取り組み	4
(1) 大気に関する環境基準	4
(2) ばい煙・粉じん発生施設への対策	5
(3) 大気汚染に関する公害苦情	6
2. 生活環境に係る問題への取り組み	7
(1) 騒音に関する環境基準	7
(2) 騒音・振動対策	8
ア) 騒音・振動発生施設への対策	8
イ) 特定建設作業の騒音・振動対策	9
ウ) 自動車交通騒音調査	10
(3) 悪臭対策	11
ア) 悪臭発生施設への対策	13
イ) 悪臭調査	13
第2節 水環境の保全	14
1. 水質汚濁の防止に関する取り組み	14
(1) 水質に関する環境基準	14
ア) 人の健康保護に関する環境基準	14
イ) 生活環境の保全に関する環境基準	15
ウ) 地下水に関する環境基準	16
(2) 水質汚濁施設への対策	17
ア) 有害物質に係る一般排水基準	18
イ) 生活環境項目に係る一般排水基準	18
ウ) 上乗せ排水基準	21
(3) 河川水質調査	22
(4) ゴルフ場使用農薬の安全使用対策	24
2. 水道水源保全の取り組み	25
(1) 恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	25
(2) 安全な水道水の供給	25
第3節 その他の環境汚染に対する取り組み	28
1. ダイオキシン類に係る問題への取り組み	28
(1) ダイオキシン類に関する環境基準	28
(2) ダイオキシン類発生施設への対策	28

第4節 公害防止協定等	31
第3章 人と自然との共生の確保	32
第1節 自然環境の保全	32
1. 恵庭の自然	32
(1) 条例に基づく環境保全地区等	32
(2) その他の指定地域・森林等	33
2. 恵庭の野生鳥獣	33
(1) 有害鳥獣駆除	33
第2節 環境保全思想の普及に関する取り組み	34
1. 市内各小中学校の取り組み	34
2. 恵庭市の取り組み（所管課別）	52
第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の実現	55
第1節 地球温暖化問題に対する取組（恵庭市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進）	55
1. 「デコ活」とは	55
2. 恵庭市の取り組み	55
3. 恵庭市ゼロカーボンロードマップ	58
4. 恵庭市ゼロカーボン・アクションプラン	58
第2節 恵庭市環境基本計画の推進	59
1. 第3次恵庭市環境基本計画の概要	59
2. 第3次環境基本計画の実施状況	60

< 巻末資料 >	
資料 1.	恵庭市騒音・振動規制地域区域区分図
資料 2.	自動車交通騒音調査評価位置図
資料 3.	恵庭市悪臭規制地域区域区分図
資料 4.	河川水質調査地点位置図
資料 5.	河川水質調査結果表
資料 6.	「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」の水道水源保全地域図
資料 7.	「デコ活」のすすめ【環境省】
資料 8.	恵庭市ゼロカーボンロードマップ
資料 9.	恵庭市ゼロカーボン・アクションプラン
資料 10.	環境施策の展開

第1章 環境行政の意義と体制

第1節 環境行政の意義

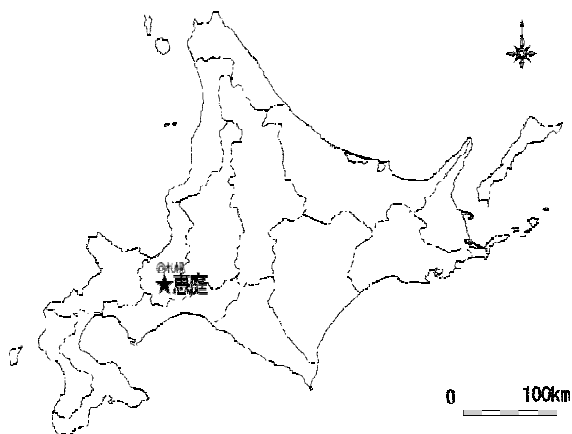
本市は、恵庭岳とその裾野につらなる緑の森林地帯が市域の西半分を覆い、ここを源としたまちを潤す漁川の清流など豊かな自然に囲まれ、また、「道都札幌」や空の玄関「新千歳空港」に隣接した道央圏という地理的条件に恵まれ、将来像として「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」を目指し、コンパクトなまちづくりをすすめています。

一方、都市化が進展するにつれ人間の生活は飛躍的に便利なものとなった半面、資源やエネルギーを大量に消費し、身近な環境に負荷を与え、自然の生態系や地球環境に影響が及ぶまでに至っています。

人と自然とが共生することができる社会をつくりあげていくために、一人ひとりが環境問題に対する理解と知識を深め、市民・事業者・行政が一体となって環境保全活動を実践していくことが大切です。

◎ 恵庭市の概況

- 位置： 東端 東経 141 度 39 分 10 秒
西端 東経 141 度 14 分 07 秒
南端 北緯 42 度 47 分 45 秒
北端 北緯 42 度 59 分 16 秒
- 海 抜： 34.1 m
- 面 積： 294.65 km²



- 人口/世帯数：

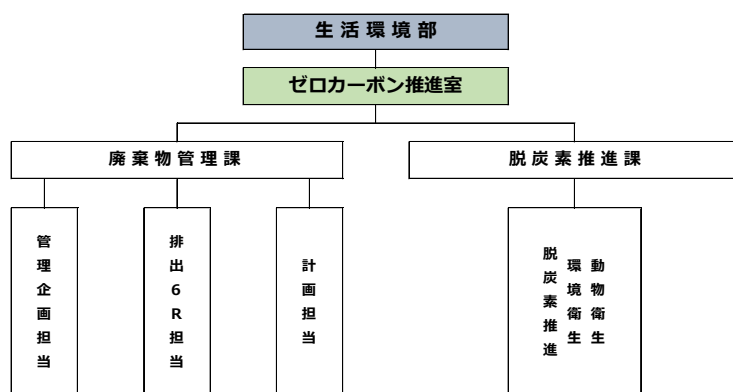
人 口	70,125 人	70,023 人	70,069 人	70,033 人	69,994 人
世帯数	36,138 世帯	35,488 世帯	35,007 世帯	34,569 世帯	34,237 世帯
	R7.3.31 現在	R6.3.31 現在	R5.3.31 現在	R4.3.31 現在	R3.3.31 現在

第2節 環境行政の体制

1. 本市の環境担当部局の機構

市生活環境部では、戸籍・住民票、町内会活動、廃棄物及び環境関連など、市民生活に密接に関係することを担当しています。このうち、脱炭素推進課と廃棄物管理課が環境関連担当セクションとして位置付けられています。

<図1 本市の環境担当部局機構図（令和6年4月1日現在）>



2. 恵庭市環境審議会

政策に関する重要事項について、市民の意見を幅広く聴き反映させるため、各種の審議会が設置されており、審議会は市長の諮問機関として関係団体の代表及び識見者などから構成されています。

環境政策に関する審議会では、「恵庭市環境基本条例（平成9年 条例第21号）」に基づき、「恵庭市環境審議会（委員名簿：表1）」が設置されています。

委員については、環境基本計画の見直し時、また、水道水源保全条例の規制物質や規制地域の変更時など、環境政策に関する重要事項について市民の意見を幅広く聴いて反映させるために、一般公募や事業者代表、市民代表及び識見者の中から市長が委嘱（任期は2年）することとしています。

＜表1：恵庭市環境審議会委員名簿（令和6年6月～令和8年5月）＞ ※50音順（会長・副会長除く）

	委員氏名	選出区分
会長	米澤 稔	市民（一般公募）
副会長	青木 達彦	事業者
委員	市川 浩樹	市民（一般公募）
委員	勝又 みさ都	市民（一般公募）
委員	勝山 和人	事業者
委員	桑 畠 義人	事業者
委員	小関 堂 寛	事業者
委員	小林 貴	事業者
委員	高田 あかね	事業者
委員	古澤 智徳	事業者
委員	吉國 幸治	事業者
委員	吉田 かおり	識見を有する者

（令和7年3月末現在）

また、当審議会の取扱案件中「脱炭素」に特化した専門部会として、審議会から付託された事項について、各界（産業・学術・金融・行政（官））からの専門的・総合的な知見を基に検討、及び情報を共有するため、「脱炭素施策に関する産学金官作業部会」を令和6年4月から設置しました。

なお、部会委員は恵庭市環境審議会の臨時委員として委嘱を行っています。

（恵庭市環境基本条例 第26条2、同第29条）

＜表2：恵庭市環境審議会部会（産学金官作業部会）委員名簿（令和6年4月～令和8年3月）＞

※50音順（会長・副会長除く）

	委員氏名	選出区分
部会長	青木 達彦	産業界（産） ※環境審議会（本会）代表
副部会長	山中 真也	学術機関（学）
委員	安藤 隆善	金融機関（金）
委員	田中 裕人	行政機関（官）
委員	寺前 雅治	産業界（産）
委員	西田 昌平	学術機関（学）
委員	三浦 真吾	産業界（産）

（令和7年3月末現在）

3. 自然保護監視員・鳥獣保護監視員

北海道では、北海道自然環境等保全条例（昭和 48 年北海道条例第 64 号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づき自然環境保全監視員制度を設け、全道に自然保護監視員と鳥獣保護監視員を配置（いずれも任期は 1 年）しています。本市からは令和 6 年度より自然保護監視員に渡邊 奈帆子さん、鳥獣保護監視員に大塚 武さんが委嘱され、環境緑地保護地区等の適正管理や狩猟に対する指導・監視などを行っています。

4. 自然公園指導員

国では、自然公園指導員設置要綱に基づき、国立・国定公園の保護と適正な利用のため、環境省自然環境局長の委嘱により全国におよそ 3,000 名の自然公園指導員を配置（任期は 2 年）しています。本市からは現在委嘱されている自然公園指導員はいませんが、動植物保護や美化清掃並びに事故防止などの利用者指導及び情報提供などを行っています。

第2章 公害対策の状況

第1節 大気環境及び生活環境の保全

1. 大気汚染の防止に関する取り組み

(1) 大気に関する環境基準

大気を汚染する物質として、硫黄酸化物・窒素酸化物・炭化水素・浮遊粒子状物質・オキシダント・PM 2.5 などがあり、それぞれ環境基準が定められています(表 2-1)。これら基準については、汚染物質の科学的知見の充実等により見直されることがあります。

< 表 2-1 : 大気の汚染に係る環境基準 >

大気汚染物質	環 境 上 の 条 件
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM 2.5)	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。

【 メモ (環境基準とは?) 】

- 環境基準とはなにか
特定の場所や施設ではなく、広い範囲の普通一般の空気や海や河川等における基準で、人間の健康と暮らしの環境を保護するうえで守ることが望ましいとされている基準です。言わば強い努力目標です。
- 基準を達成するように誰が責任を持たねばならないか
環境基準自体は努力目標値ですが、国などの行政が監視や測定等を行って、これが達成できるようにする責任があります。このために、必要とあれば行政は新たに法律や条例を作ったり、基準達成に向けた地域全体の取り組みを先導するなどして手段を講じなければなりません。



(2) ばい煙・粉じん発生施設への対策

公害を未然に防ぐために、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、北海道公害防止条例（昭和46年条例第38号）及び恵庭市公害防止条例に基づいて、ばい煙や粉じんなどを発生する可能性のある特定の種類の施設については、その設置内容・使用方法等を事前に届け出なければならないことになっており、これらの施設に対しては規制基準の遵守を義務づけています。

規制基準と規制項目は、施設の種類や規模ごとに異なっており、本市では、ばい煙発生施設であるボイラーに関する届け出が多い状況となっています。

令和7年3月末現在の届出状況は（表2-2）のとおりで、法の対象となる施設については、道が立入調査などにより実際の使用状況等を確認しています。

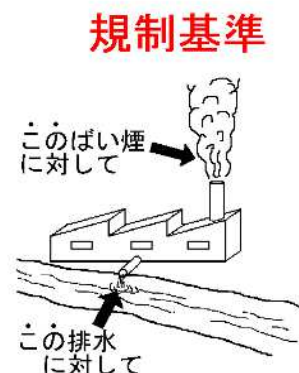
< 表2-2：ばい煙等発生施設数（令和7年3月末現在） >

施設	法・条例				大気汚染防止法	北海道公害防止条例	恵庭市公害防止条例
	ボイラー等	乾燥炉	廃棄物焼却炉	加熱炉			
ばい煙	ボイラー等				213	-	96
	乾燥炉				4	-	2
	廃棄物焼却炉				2	-	1
	加熱炉				0	-	0
	その他				9	-	-
	施設数合計				228	-	99
	工場等数				77	-	55
粉じん	堆積場				5	-	1
	原材料等置場（鉱物・土石以外）				-	-	-
	ベルトコンベア・破砕機・ふるい等				11	60	-
	その他				0	6	12
	施設数合計				16	66	13
	工場等数				5	9	4

(1 事業場で多数施設ある場合有り)

【 メモ（規制基準とは？） 】

- 規制基準とはなにか
環境基準がある程度広い範囲に対して設けられているのに対し、規制基準は特定の事業所や施設から直接出るばい煙、排水や騒音に対して適用される基準で、公害を直接的に防止するために設けられています。
- 基準を満たすように誰が責任を持たねばならないか
規制基準を守ることは個々の事業所や施設側の義務であり、みずから監視や測定を行い、基準を満たしているかを確認し、超過しないように手段を講じる責任を持ちます。その責任を放棄したりすると刑罰の対象となります。



(3) 大気汚染に関する公害苦情

恵庭市における大気汚染に関する公害苦情については、住宅用ストーブや野焼きから発生するばい煙などがあります。苦情処理件数（表2-4）は総じて多くはなく、年間1件から2件程度で推移しており、令和6年度については2件ありました。

< 表2-4：大気汚染に関する公害苦情処理件数の推移 >

年度	ばい煙	粉じん	合計
平成25年度	0	0	0
平成26年度	0	0	0
平成27年度	1	0	1
平成28年度	1	1	2
平成29年度	0	0	0
平成30年度	4	0	4
令和元年度	0	0	0
令和2年度	1	0	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	0	0	0
令和5年度	2	0	2
令和6年度	2	0	2

2. 生活環境に係る問題への取り組み

生活環境を保全するうえでは、大気汚染のほか主に人の感覚に関わる問題である騒音・振動・悪臭が重要課題となっています。騒音・振動・悪臭に関する苦情は、本市に寄せられる公害等の苦情のなかでも多い件数を占めており、発生源も多様化しています。これらの問題について次の施策を推進しています。

(1) 騒音に関する環境基準（区域区分図：資料1）

騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）は、工場等における事業活動や建設工事に伴って発生する相当広範囲にわたる騒音及び振動について必要な規制を行うなど、生活環境を保全し国民の健康の保護に資することを目的として制定され、地域指定制をとっています。区域の指定は平成24年4月1日より市長が行っており、都市計画法（昭和43年法律第100号）による用途地域の定められている区域については、原則として当該用途地域の区分に従うとされていますが、工業専用地域のような住民の生活環境を保全すべき実態がない区域については、指定から除外しています（表2-5）。

< 表2-5：騒音及び振動の区域区分と都市計画の用途地域の対照表 >

騒音の区域区分	振動の区域区分	都市計画の用途地域
第1種区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域のうち、中高層住宅が一同として建設されている地区）
第2種区域		第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第3種区域	第2種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第4種区域		工業地域

環境基本法に基づいて、騒音に関しては「騒音に係る環境基準」と「航空機騒音に係る環境基準」の2種類の基準が設定されており（表2-6、表2-7）、市では騒音規制法に基づく規制区域と整合を図りながら、環境基準の地域類型を指定しています。なお、振動に関しては、人の健康や生活環境に与える影響が定量的に把握することが難しいなどの理由により、環境基準は定められていません。

< 表2-6：騒音に係る環境基準 >

地域の区分	類型	騒音規制法に基づく地域指定	車線	昼間 6～22時	夜間 22～6時
一般地域	A	第1種区域及び第2種区域 （都市計画法上の用途地域が第1・2種低層住専及び第1・2種中高層住専に限る。）	/	55 dB	45 dB
	B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）			
	C	第3種区域及び第4種区域		60 dB	50 dB
道路に面する地域	A	第1種区域及び第2種区域 （都市計画法上の用途地域が第1・2種低層住専及び第1・2種中高層住専に限る。）	2車線以上	60 dB	55 dB
	B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）	2車線以上	65 dB	60 dB
	C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

※ 基準値のdB（デシベル）は等価騒音レベル（Leq）

※ なお、道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として次表の基準値とする。（幹線道路近接空間における特例）

< 表 2-6 (続き) : 騒音に係る環境基準－幹線道路近接空間における特例－>

昼 間 6～22 時	夜 間 22～6 時	◎ 幹線道路の定義 ・高速道路、国道、道道、4 車線以上の市道 ◎ 幹線道路近接空間の定義 ・2 車線以下の幹線道路なら、道路境界から 15 m 背後までの範囲 ・2 車線超の幹線道路なら、道路境界から 20 m 背後までの範囲
70 dB	65 dB	
備 考 : 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準 (昼間は 45 dB 以下、夜間は 40 dB 以下) によることができる。		

< 表 2-7 : 航空機騒音に係る環境基準 >

地域の類型	基準値 (単位 : Lden)	あてはめる地域
I	57 以下	専ら住居の用に供する地域
II	62 以下	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

(2) 騒音・振動対策

ア) 騒音・振動発生施設への対策

騒音規制法、振動規制法及び恵庭市公害防止条例では、市街化区域のうち工業専用地域を除く地域が規制区域として指定されています。この区域内で騒音や振動を発生する一定規模以上の特定の施設を設置しようとしている事業者は、公害を未然に防ぐため、施設の設置内容・使用方法等の事前届出とともに、規制基準の遵守を義務づけています (表 2-8)。また、道公害防止条例では、規制区域外について、特定の騒音・振動発生施設について届出対象としています。令和 7 年 3 月末現在での届出状況を (表 2-9、表 2-10) に示します。また、規制基準の遵守状況については、近隣などからの苦情等により、必要があると認められる時は、指導・勧告等を実施しますが、令和 6 年度に指導・改善勧告等を行ったケースはありません。

< 表 2-8 : 特定工場において発生する騒音・振動の規制基準 >

騒音	時間区分 区域区分	朝・夕	昼 間	夜 間	振動	時間区分 区域区分	昼 間	夜 間
	第 1 種区域	40d B	45 dB	40 dB		第 1 種区域	60 dB	55 dB
第 2 種区域	45 dB	55 dB	40 dB	第 2 種区域	65 dB	60 dB		
第 3 種区域	55 dB	65 dB	50 dB					
第 4 種区域	65 dB	70 dB	60 dB					

※ 騒音の時間区分 : 朝・夕 6 時～8 時・19 時～22 時、昼間 8 時～19 時、夜間 22 時～6 時

振動の時間区分 : 昼間 8 時～19 時、夜間 19 時～8 時

※ 規制基準値は特定工場の敷地境界で測定した場合のレベル

◆用語説明◆

●等価騒音レベル (Leq) : ある測定時間において実際に得られた多数の測定値について、その騒音エネルギーの総曝露量が、同一時間内にて等しくなるように算出された定常音 (時間によって変動しない一定の騒音レベル) の騒音レベルのこと。自動車騒音等は、時間と共に不規則かつ大幅に騒音レベルが変化しますが、等価騒音レベルはその変動する音に対する人間の生理・心理的反応によく対応することから、多くの国で環境騒音の評価に採用されています。

●時間帯補正等価騒音レベル (Lden) : 昼間、夕方、夜間の時間帯別に重み付けを行った 1 日の等価騒音レベルのこと。航空機騒音の評価指標として国際的に用いられており、日本でも航空機騒音の環境基準に用いられている。

< 表 2-9 : 騒音発生特定施設数 (令和 7 年 3 月末現在) >

施設	法・条例 騒音規制法	北海道公害 防止条例	恵庭市公害 防止条例
金属加工機械	1	74	24
空気圧縮機・送風機	84	423	47
土石・鉱物用施設	-	21	1
建設用資材製造機	1	6	-
木材加工機械	16	13	3
印刷機械	8	10	-
その他	-	5	105
施設数合計	110	552	180
工場等数	40	42	38

(1 事業場で多数施設ある場合有り)

< 表 2-10 : 振動発生特定施設数 (令和 7 年 3 月末現在) >

施設	法・条例 振動規制法	北海道公害 防止条例
金属加工機械	4	121
圧縮機	25	138
土石・鉱物用施設	-	21
コンクリート製品製造機械	1	3
木材加工機械	4	-
印刷機械	3	9
その他	-	9
施設数合計	37	301
工場等数	16	49

(1 事業場で多数施設ある場合有り)

イ) 特定建設作業の騒音・振動対策

特定施設の設置と同様、著しい騒音や振動を発生する機械を用いた建設作業は、法に基づき事前に届出を行うことになっており、その作業の実施にあたっては、発生する騒音・振動のレベル、作業する曜日や時間帯等について規制を受けます (表 2-11)。

令和 6 年度までの届出状況を (表 2-12) に示します。また、規制基準の遵守状況については、近隣などからの苦情等により、必要があると認められる時は、指導・勧告等を実施しますが、令和 6 年度に指導・改善勧告等を行ったケースはありません。

< 表 2-11 : 特定建設作業の作業基準 >

作業種類	区分		騒音規制法に基づく 特定建設作業		振動規制法に基づく 特定建設作業	
	第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域
敷地境界における騒音・振動レベル	85 dB		75 dB			
作業ができない時間帯	19 時～7 時	22 時～6 時	19 時～7 時	22 時～6 時		
1 日当たりの作業時間	10 時間まで	14 時間まで	10 時間まで	14 時間まで		
同一場所における作業期間	連続 6 日間まで		連続 6 日間まで			
作業日	日曜日その他の休日を除く		日曜日その他の休日を除く			
【 区域区分の定義 】	【第 1 号区域】 騒音規制法の規定により指定された第 1 種及び第 2 種区域の全域並びに第 3 種及び第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、患者入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定子ども園の敷地の周囲概ね 80 m 以内の区域	【第 2 号区域】 騒音規制法の規定により指定された第 3 種及び第 4 種区域であって左記第 1 号区域以外の区域	【第 1 号区域】 振動規制法の規定により指定された第 1 種区域の全域並びに第 2 種区域のうち学校、保育所、病院、患者入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定子ども園の敷地の周囲概ね 80 m 以内の区域	【第 2 号区域】 振動規制法の規定により指定された第 2 種区域であって左記第 1 号区域以外の区域		

< 表 2-12 : 特定建設作業届出数 >

年度	法・条例	騒音規制法	振動規制法
平成 29 年度		8	8
平成 30 年度		6	4
令和元年度		8	11
令和2年度		5	2
令和3年度		8	6
令和4年度		5	4
令和5年度		8	10
令和6年度		3	1

ウ) 自動車交通騒音調査 (評価位置図 : 資料 2)

恵庭市における自動車騒音の常時監視は、国道、道道及び道東自動車道の全幹線道路を 5 区分し 5 年サイクルで沿道の片側 50m 範囲において騒音測定及び推計等により環境基準適合調査を実施することとしています (表 2-13)。

< 表 2-13 : 自動車交通騒音に係る常時監視計画 >

一連番号	路線名	車線数	路線延長 (km)	評価区間の総延長 (全体) (km)	面的評価の結果の更新						
					ローテーション年数 年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
						(km)	(km)	(km)	(km)	(km)	(km)
						実施	実施	実施	実施	実施	計画
1	道東自動車道	4	2.7	2.4	5		2.4				
2	一般国道36号	4	10.1	7.7	5			7.7			
3	恵庭栗山線	2	10.8	10.1	5		10.1				
4	江別恵庭線	4	15.9	10.1	5				10.1		
5	恵庭岳公園線	2	20.9	6.1	5					7.1	
6	恵庭岳公園線	4	1.9	1.8	5					1.8	
7	島松停車場線	2	1.2	1.1	5					0.7	
8	島松停車場線	4	0.4	0.4	5					0.4	
9	島松千歳線	2	5.1	5.1	5	5.1					5.1
10	恵庭停車場線	2	0.7	0.6	5	0.6					0.6
計			69.7	45.4		5.7	12.5	7.7	10.1	10.0	5.7

<結 果>

令和6年度の評価路線は恵庭岳公園線、島松停車場線（評価区間 10.0km）です。

この区間を平成27年度に実施された全国道路・往路交通情勢調査（道路交通センサス）を基に7つに分けて評価しました。

自動車騒音を評価する範囲については、道路端より50mであり、近傍空間（道路境界から20mの範囲）及び非近傍空間（道路境界から20mから50mまでの範囲）ごとに評価しました。

交通量及び騒音量測定の結果、恵庭岳公園線、島松停車場線の自動車騒音に関しては、評価対象区間の100%（評価対象戸数571戸中571戸）で環境基準を達成しているという結果となりました（表2-14）。

< 表 2-14 : 自動車交通騒音常時監視調査結果 >

路線名	区間番号	評価区間		地域類型	評価対象戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
		起点	終点				
恵庭岳公園線 島松停車場線	40300-1	盤尻	盤尻	B	2	2	100%
	40300-2	盤尻	盤尻	B	1	1	100%
	40300-3	盤尻	牧場	B	0	0	—
	40300-4	牧場	牧場	B	2	2	100%
	40310-1	牧場	美咲野4丁目1	A/B	81	81	100%
	40310-2	美咲野4丁目1	本町	A/B	166	166	100%
	60110-1	島松 仲町1丁目3	島松 仲町1丁目11	B	107	107	100%
	60110-2	島松 東町2丁目1	島松 東町3丁目7	B	135	135	100%
	60110-3	島松 仲町3丁目6	島松 寿町1丁目9	B	77	77	100%
合計					571	571	100.0%

(3) 悪臭対策（規制区域図：資料3）

悪臭防止法は、規制区域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により、生活環境を保全し、国民の健康を保護することを目的としています。

排出規制の対象となるのは、悪臭の原因となり生活環境をそこなうおそれのある物質のうち、国で定める22の特定悪臭物質（人間や動物の生命活動に伴って発生する物質、その排泄物や加工施設から発生する物質、あるいは、塗装・印刷工場や化学製品の製造工場などから発生する物質など。）及び人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化した臭気指数についてです。

法では、市長が規制区域及び規制基準を定めることとされており、本市では規制区域として工業専用地域も含めた全ての市街化区域を、規制基準として臭気指数をそれぞれ定めています。本法では、他の公害関連法と異なり特定の施設に対して規制基準を適用するのではなく、規制区域内の全ての工場・その他の事業場が規制の対象となります。従って、施設についての設置・使用に関する届出義務のようなものはありません。

恵庭市では、悪臭防止法に基づく規制方式として令和2年10月31日まで「特定悪臭物質濃度規制方式」を採用してきましたが、この方式では、規制対象外の物質による悪臭や複合臭への対応が困難であったため、令和2年11月1日から、「臭気指数規制方式」に変更しました。臭気指数規制方式は、人間の嗅覚を用いてにおいの程度を判断するため、より住民感覚に近い規制方式であり、「特定悪臭物質濃度規制方式」では対応できなかった複合臭や規制対象外の物質による悪臭にも対応することができるという特徴があります。

< 表 2-15 : 臭気指数規制方式による規制基準値 >

区分	臭気指数
1号基準（敷地境界線上の規制基準）	10
2号基準（気体排出口の規制基準）	前号に掲げる値を基礎として算出
3号基準（排水水の規制基準）	第1号に掲げる値を基礎として算出

法に基づく規制基準は、6段階臭気強度表示（表 2-16）と敷地境界線上における調香師（香料等の製造にあたる臭いの専門家）による嗅覚試験を基に示された濃度の関係から定められています。

規制基準の設定にあたっては、臭気強度 2.5 から 3.5 に対応する物質濃度を敷地境界線における基準の範囲として定めることとされています。本市では、市街化区域の全域において臭気強度 2.5 に対応する臭気指数を基準として設定しています。

< 表 2-16 : 6段階臭気強度表示法 >

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいであるかが分かる弱いにおい（認知閾値濃度）
（2.5）	（2と3の間）
3	らくに感知できるにおい
（3.5）	（3と4の間）
4	強いにおい
5	強烈なにおい

ア) 悪臭発生施設への対策

法が施設の種類を特定せずに特定悪臭物質濃度や臭気指数を用いて規制しているのに対し、道及び市の公害防止条例では悪臭を発生する施設の種類を定めて一定の事項について事前の届出義務を課すことによって規制しています。道条例は本市全域を規制対象に、また、市条例は法に基づく規制区域と同一の区域を規制対象としています。令和7年3月末現在の届出状況を（表2-17）に示します。

＜表2-17：悪臭発生施設数（令和7年3月末現在）＞

		北海道公害防止条例	恵庭市公害防止条例
動物の飼養収容の用に供する施設であって右に挙げる施設	飼料施設	1	0
	し尿施設	0	0
肥料製造用鶏ふん乾燥施設		0	0
てん菜糖製造用廃液貯りゅう沈でん施設		0	/
飼料・肥料の製造用施設		6	
でん粉製造用廃液貯りゅう沈でん施設		0	
パルプ、紙又は紙加工品製造用施設		0	
ゴム製品製造用施設		0	

イ) 悪臭調査

近年、都市化が進展し農村地域と市街地が接近してきたこと、また、生活環境が改善されて住民の環境に対する意識が向上してきたことに伴い、たとえば農業に使われる堆肥のように、ひと昔前であれば問題とならなかった「臭い」が、現在では「悪臭問題」に発展してしまうケースがしばしばあります。表2-18に記載のとおり、近年、悪臭に関する苦情は年に数件程度で推移してきましたが、令和元年度より苦情件数が増加し、令和元年度は128件、令和2年度については317件の苦情が寄せられました。

これを受け、市では原因の究明に向けて、職員の巡回や苦情内容などから臭気が確認された日時、地区、時間、風向き、風力等のデータを蓄積し、原因エリアの絞り込みや、発生源と考えられる関係者への接触・聴き取り・要請等を実施しています。

また、悪臭防止法に基づく臭気測定については、令和6年度中に1回実施し、うち1件で基準の超過が見られましたが、令和2年度の改善勧告に基づく改善計画の実施中であることから、早期に改善策実施を完了するよう要請を行っています。

＜表2-18：悪臭苦情件数（令和7年3月末現在）＞

年度	悪臭苦情件数
平成29年度	1
平成30年度	5
令和元年度	128
令和2年度	317
令和3年度	64
令和4年度	94
令和5年度	18
令和6年度	9

第2節 水環境の保全

1. 水質汚濁の防止に関する取り組み

(1) 水質に関する環境基準

環境基本法に基づいて、河川・湖沼及び海域等の公共用水域については、人の健康保護に関する項目と生活環境に関する項目の2種類の環境基準が、また、地下水についても、公共用水域と一つの水循環系を構成しているという観点から、公共用水域における健康保護に関する項目とほぼ同様の環境基準が設定されています。

また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき大気・土壌とともに水質・底質（川底の泥）についても環境基準が定められています（第3節参照）。

ア) 人の健康保護に関する環境基準

カドミウム、シアン等 27 項目について環境基準が定められており、全公共用水域につき一律に適用されるものとして設定されています（表 2-18）。設定の前提条件としては、その性質上、水量など水域の条件の如何を問わず、常に維持されるべきものとされています。

< 表 2-18 : 人の健康の保護に関する環境基準 >

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
γ-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考

- ① 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- ② 「検出されないこと」とは、物質毎に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

また、人の健康の保護に関連する物質ではあるものの、公共用水域等における検出状況などから見て現時点では直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについては「要監視項目」として位置づけ、継続して公共用水域等の水質測定を行い、その推移を把握していくこととされています。

具体的な項目として、公共用水域については27項目が選定されています（表 2-19）。

< 表 2-19 : 要監視項目及び指針値 (公共用水域) >

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L以下	イブロベンホス (I B P)	0.008 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	クロルニトロフェン (C N P)	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	ト ル エ ン	0.6 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	キ シ レ ン	0.4 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	ニ ッ ケ ル	—
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	モ リ ブ デ ン	0.07 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	ア ン チ モ ン	0.02 mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	全 マ ン ガ ン	0.2 mg/L以下
E P N	0.006 mg/L以下	ウ ラ ン	0.002 mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	P F O S 及 び P F O A	0.00005 mg/L以下 (暫定) ※
フェノバルブ (B P M C)	0.03 mg/L以下		

※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

イ) 生活環境の保全に関する環境基準

環境基本法に基づき、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量など、全部で最大9項目について定められていますが、人の健康保護に関する環境基準とは異なり、全公共用水域について同一の基準が一律に適用される方式ではありません。

河川、湖沼及び海域の水域群別に利用目的に応じた類型が設定されており(「水域群別方式」)、環境大臣または都道府県知事が指定した水域類型ごとに、基準項目及び基準値が決められています。

本市内を流れる河川のうち、知事が類型を指定しているのは千歳川だけで、「千歳川下流水域」として内別川合流点から下流についてA類型が指定されています(表2-20)。水生生物の生息状況の適応性(表2-21)については本市内を流れる河川において類型指定されているところはありません。

< 表 2-20 : 生活環境の保全に関する環境基準 (河川-A) >

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50MPN /100 mL以下
A	水道2級 水産1級・水浴	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000MPN /100 mL以下
B	水道3級 水産2級	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN /100 mL以下
C	水産3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L以上	—

- 注) 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄化操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 4 水産1級：ヤマメ、イワナ等の貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 5 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 6 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

< 表 2-21：生活環境の保全に関する環境基準（河川-I） >

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg / L 以下	0.001 mg / L 以下	0.03 mg / L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg / L 以下	0.0006 mg / L 以下	0.02 mg / L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg / L 以下	0.002 mg / L 以下	0.05 mg / L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg / L 以下	0.002 mg / L 以下	0.04 mg / L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。

◆◆用語説明◆◆

- 生物化学的酸素要求量（BOD）：微生物が水中の有機物（すなわち汚濁物質）を分解するのに消費する酸素量のこと。数値が大きいほど汚濁度が高いことを示しますが、測定は20℃で5日間放置することとされており、時間がかかります。
- 化学的酸素要求量（COD）：酸化剤を使用して水中の有機物を分解するのに必要な酸素量のこと。BOD測定は検査に日数がかかるのに対し、COD測定は30分～2時間程度の短期間で求められるためBODの代替指標として用いられることもあります。
- 溶存酸素量（DO）：水中に溶け込んでいる酸素量のこと、この数値が大きいほど水質が良好であるといえます。通常、BODとDOは逆の相関関係を示します。
- 浮遊物質（SS）：水に濁りを生じさせる不溶性物質のこと、粒径は1μm～2mm。これが高濃度になると、魚のエラが詰まって窒息を起こしたり、水中植物の光合成を妨げて死滅させたりします。
- 大腸菌数：大腸菌は、一般に人畜の腸内に生息する細菌（糞便1g中に10～100億が存在）で、この量を測定することにより、水がし尿で汚染されているかどうかの指標となります。なお、本来の大腸菌とは別に、し尿とは無縁の若干の菌も含まれることがあります。

ウ) 地下水に関する環境基準

地下水についても公共用水域と一つの水循環系を構成しているなどの観点から、環境基本法に基づき、公共用水域における環境基準健康項目とほぼ同様の28項目について基準（表2-22）が設定されています。

また、「要監視項目」についても25項目が位置づけられ、継続して地下水等の水質測定を行い、その推移を把握していくこととされています（表2-23）。

< 表 2-22 : 地下水の水質汚濁に係る環境基準 >

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全 シ ア ン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六 価 ク ロ ム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒 素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総 水 銀	0.0005 mg/L以下	チ ウ ラ ム	0.006 mg/L以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。	シ マ ジ ン	0.003 mg/L以下
P C B	検出されないこと。	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/L以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L以下	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L以下	セ レ ン	0.01 mg/L以下
ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふ っ 素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほ う 素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、物質毎に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 「1,2-ジクロロエチレン」については、「シス体」と「トランス体」の濃度の和とする。

< 表 2-23 : 要監視項目及び指針値（地下水） >

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L以下	フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	クロルニトロフェン（CNP）	-
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	ト ル エ ン	0.6 mg/L以下
イ ソ キ サ チ オ ン	0.008 mg/L以下	キ シ レ ン	0.4 mg/L以下
ダ イ ア ジ ノ ン	0.005 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/L以下	ニ ッ ケ ル	-
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	0.04 mg/L以下	モ リ ブ デ ン	0.07 mg/L以下
オキシ銅（有機銅）	0.04 mg/L以下	ア ン チ モ ン	0.02 mg/L以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/L以下	エ ピ ク ロ ロ ヒ ド リ ン	0.0004 mg/L以下
プ ロ ピ ザ ミ ド	0.008 mg/L以下	全 マ ン ガ ン	0.2 mg/L以下
E P N	0.006 mg/L以下	ウ ラ ン	0.002 mg/L以下
ジクロロボス（DDVP）	0.008 mg/L以下	P F O S 及 び P F O A	0.00005 mg/L以下 (暫定) ※

※PFOS及びPFOAの指針値（暫定）については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

(2) 水質汚濁施設への対策

公害を未然に防ぐために、水質汚濁防止法、北海道公害防止条例及び恵庭市公害防止条例に基づいて、特定の施設から汚水や廃水（施設を設置している事業場敷地からの排水を含む。）を河川や湖沼、公共の水路などの公共水域に排出させたり、地下に浸透させる場合は、その施設の設定内容・使用方法等を事前に届け出なければならないことになっており、これらの施設に対しては規制基準の遵守を義務づけています。

令和7年3月末現在の届出状況は（表 2-24）のとおりで、法の対象となる施設については、北海道が立入調査などにより実際の使用状況等を確認しています。

< 表 2-24 : 特定施設設置届出数 (令和 7 年 3 月末現在) >

	日排水量 50 m ³ 未満	日排水量 50 m ³ 以上	合 計
水 質 汚 濁 防 止 法	16	11	27
北海道公害防止条例	0	0	0
恵庭市公害防止条例	3	2	5

法では、事前予防に力点を置き、特定施設からの排水に対して原則的に全水域一律の基準を設定しております。なお、水域によってはこの一律の排水基準では水質の汚濁防止が十分でないところも予測されるため、都道府県条例で一律排水基準よりも厳しい上乘せ排水基準を設定できることとしています。

ア) 有害物質に係る一般排水基準

全ての特定事業場に適用され、基準値の多くは水質環境基準の約 10 倍の値を設定しています。これは、排水水が公共用水域へ排出されるとそこを流れる河川水などによって、通常少なくとも約 10 倍程度は希釈されるであろうという想定に基づいており、従来は排水水の日間平均値でしたが現在は最大値で定められています (表 2-25)。

イ) 生活環境項目に係る一般排水基準

1 日あたりの平均的な排水の量が 50 m³ 以上の特定事業場の排水に適用されます。BOD・COD・SS・窒素含有量及びリン含有量については、一般家庭下水を簡易な沈殿法により処理して得られる数値と同等のものとして定められ、大腸菌群数については、塩素殺菌によって確保し得る数値とされています。その他の項目については、水道用水基準などの利用目的・河川水等による希釈などを考慮して定められています。この基準値も、まず排水の最大値で定められていますが、BOD・COD・SS・窒素含有量及びリン含有量については、併せて日間平均値による基準も採用しています (表 2-26)。

なお、窒素含有量及びリン含有量については、環境大臣が指定した湖沼及び海域に排出される排水のみで適用される排水基準です。現在、本市に関係するところでは、えにわ湖への排水にのみリン含有量の排出基準が適用されています。

< 表 2-25 : 有害物質に係る一般排水基準 (一律) >

項 目		許 容 基 準
カドミウム及びその化合物		カドミウムにつき 0.03 mg/L
シアン化合物		シアンにつき 1 mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)		1 mg/L
鉛及びその化合物		鉛につき 0.1 mg/L
六価クロム化合物		六価クロムにつき 0.2 mg/L
砒素及びその化合物		砒素につき 0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		水銀につき 0.005 mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/L
トリクロロエチレン		0.1 mg/L
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L
ジクロロメタン		0.2 mg/L
四塩化炭素		0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L
チウラム		0.06 mg/L
シマジン		0.03 mg/L
チオベンカルブ		0.2 mg/L
ベンゼン		0.1 mg/L
セレン及びその化合物		セレンにつき 0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外への公共用水域への排出	ほう素につき 10 mg/L
	海域への排出	ほう素につき 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外への公共用水域への排出	フッ素につき 8 mg/L
	海域への排出	フッ素につき 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素との合計量について 100 mg/L
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L
<p>【備考】</p> <p>1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p>		

< 表 2-26 : 生活環境項目に係る一般排水基準 (一律) >

項 目		許 容 限 度	
水素イオン濃度	海域以外への公共用水域への排出	5.8 以上 ~ 8.6 以下	
	海 域 へ の 排 出	5.0 以上 ~ 9.0 以下	
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160 mg/L	(日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)		160 mg/L	(日間平均 120 mg/L)
浮遊物質 (SS)		200 mg/L	(日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉛油類含有量	5 mg/L	
	動植物油脂類含有量	30 mg/L	
フェノール類含有量		5 mg/L	
銅含有量		3 mg/L	
亜鉛含有量		2 mg/L	
溶解性鉄含有量		10 mg/L	
溶解性マンガン含有量		10 mg/L	
クロム含有量		2 mg/L	
大腸菌群数		日間平均 800CFU/mL	
窒素含有量		120 mg/L	(日間平均 60 mg/L)
燐含有量		16 mg/L	(日間平均 8 mg/L)
【備 考】			
1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。			
2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。			
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉛業（硫黄と共存する硫化鉄鉛を掘採する鉛業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。			
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。			
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。			
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。			
7. 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。			

◆◇用語説明◆◇

- 日間平均値：文字どおり 1 日当たりの平均的な数値のことで、水質汚濁防止法で使われている定義でいうと、「1 日の操業時間内において、排水水を 3 回以上測定した結果の平均値として取り扱う。この場合、操業開始直後及び操業開始直前において排水水が排出されている時点を必ず含むものとする。なお、終日操業している場合は、1 日につき夜間を含め 3 回以上測定するものとする。」とされています。

ウ) 上乗せ排水基準

上乗せ排水基準は、法が設定した一律の排水基準では水質汚濁防止上不十分であると認められた水域について、都道府県が水質汚濁防止法に基づき条例で定めることにより、より厳しい排水基準を上乗せするものであり、上乗せ排水基準が適用される区域の特定事業場は、指定項目について一般排水基準ではなく上乗せ排水基準が適用されます。

本市に関係するところでは、支笏湖水域と石狩川水域に設定されています（表 2-27、表 2-28、表 2-29）。

< 表 2-27 : 人の健康の保護に係る項目の上乗せ基準（単位：mg/L）>

業種	項目	カドミウム	シアン	有機燐	六価クロム	砒素	総水銀	適用区域
特定金属鉱業		-	0.5	-	-	-	-	支笏湖水域
全業種 (特定金属鉱業を除く。)		0.01	検出されないこと。	検出されないこと。	0.05	0.05	0.0005	
特定金属鉱業		-	0.6	-	-	-	-	石狩川水域

< 表 2-28 : 生活環境の保全に係る項目の上乗せ基準（単位：mg/L）>

対象業務	項目	BOD		SS		適用区域
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均	
肉製品製造業		80	60	70	50	石狩川水域
乳製品製造業（平均排水量 1,000 m ³ /日以上）		80	60	70	50	
紙製造業		-	-	150	110	
パルプ製造業（クラフトパルプ製造施設のみを有するもの）		150	110	120	100	
パルプ製造業（クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く。）		-	-	120	100	
化学肥料製造業		-	-	70	50	
ガス供給業		80	60	70	50	
と畜業（活性汚泥法による排水処理をするもの）		-	-	70	50	
し尿処理施設（し尿浄化槽以外のもの）		40	30	90	70	
し尿浄化槽（S46.9.23 以前に設置され、処理対象 501 人以上）		120	90	-	-	
し尿浄化槽（S46.9.24 から 47.9.30 までの間に設置、処理対象 501 人以上）		80	60	-	-	
し尿浄化槽（S47.10.1 以後設置、処理対象 501 人以上）		40	30	90	70	
下水終末処理施設（活性汚泥法、標準散水ろ床法で処理）		-	20	-	70	
下水終末処理施設（高速散水ろ床法、モディファイド・エアレーション法で処理）		-	60	-	120	

< 表 2-29 : 生活環境の保全に係る項目（一般項目）の上乗せ基準（単位：mg/L）>

業種	ナルマルハキサン抽出物質（鉱物類）	フェノール類	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガン	ふっ素	適用区域
特定金属鉱業	-	-	1.5	-	-	-	-	支笏湖水域
全業種	1	1	-	-	-	-	-	

【備考】 1. 平均的な排水量が 50 m³/日以上の工場・事業場に適用する。
2. 温泉を利用する旅館については、ふっ素に係る排水基準は適用しない。

(3) 河川水質調査（調査地点位置図：資料4）

本市では、市内を流れる7河川から10地点を選び、2ヶ月ごとに生物化学的酸素要求量（BOD）など11項目について定点観測を行っています。

なお、生活環境の保全に関する環境基準については、本市内を流れる河川のうち千歳川のみが類型指定（A類型）されています。したがって、千歳川以外の河川については類型の指定はありませんが、千歳川に準拠し、表2-20：生活環境の保全に関する環境基準（河川-A）に基づき水質についての解説を行っています。

<結果>（調査結果：資料5）

ここでは河川の水質の汚濁状況について、日本の公共用水域の環境基準において河川の指標となっているBOD（各年の全ての日間平均値の75%水質値）の経年変化を河川ごとに示します（図2-4～図2-10）。

また、その他の項目で特筆するものは各河川の項目で解説を加えています。※詳細は巻末資料を参照ください。

◆◇用語説明◇◆

- 75%水質値：ある調査箇所の年間の全測定データ（日間平均値）をその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n ：測定したデータ数）にあたるデータ値のこと。 $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値とします。環境基準と比較した場合の評価方法としては、年間の全測定データのうち75%以上のデータが基準値を満足する場合に、環境基準に適合しているものと判断します。

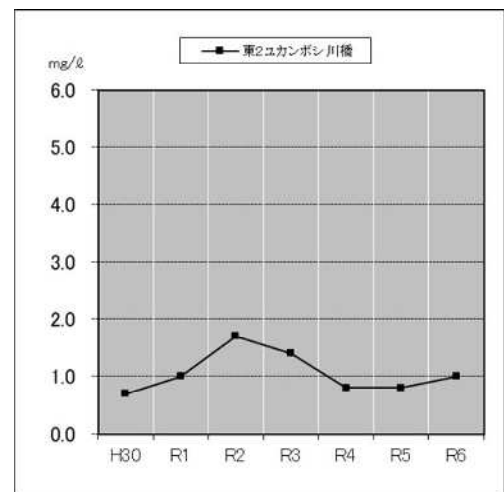
ア) ユカンボシ川

恵庭公園は原生林の多い水の生まれる公園として、市民に親しまれている公園ですが、ユカンボシ川はここから生まれ、千歳市の長都川へと合流しています。本市内における延長は4kmで、下流域で農業用水などとして利用されています。

公共下水道の整備に伴い「東2ユカンボシ川橋」の水質も以前に比べると改善され安定化の傾向にあります。全りんについては農業を営んでいる春から秋にかけて値が増加しています。

一般的にりんが増加する要因は、生活排水・農業・工業排水の影響と言われており、当河川でも同様の要因であると推測されます。

また流量が少ない河川のため、排水の影響を受けやすい傾向があります。



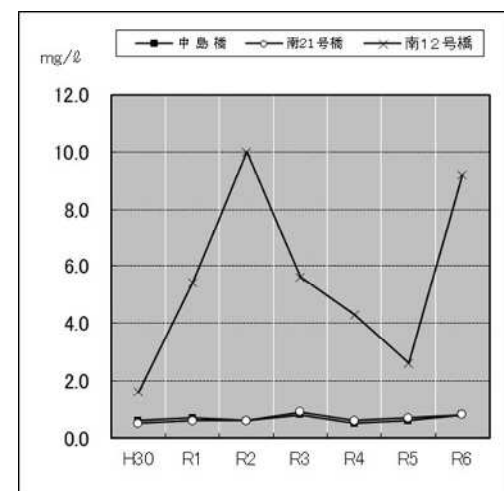
< 図2-4：ユカンボシ川BOD(75%値)の経年変化 >

イ) 漁川

盤尻の国有林内に水源を発し、漁太で千歳川と合流する漁川は延長45kmと、市内の河川では最も大きく、水道水源や発電・農業用水などとして幅広く利用されています。また、市街地中心部を貫いて流れていることから、市民が河川と触れ合うことのできる空間となるよう、各種数値の改善を目指しています。

「南12号漁川橋」のBODについては、取水地点が市の下水終末処理場の排水吐口の下流側にあたることから、その排水による影響が大きいものと推測されます。

夏季は特に採水日付近での水量、雨量、排水による影響が大きく、令和6年度も夏季に一時的な数値の上昇が見られました。



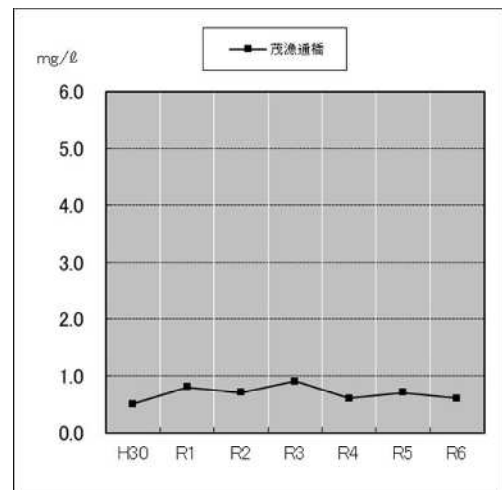
< 図2-5：漁川BOD(75%値)の経年変化 >

ウ) 茂漁川

水源が桜森の北海道大演習場内にあり、中島町で魚川と合流している茂漁川は延長 10 km で、上流部で農業用水として取水されています。

源流部が近いことから、水質は全体的に安定した良好な状況にあり、多自然型工法による河川改修の成果もあって、バイカモの密生する清流に戻った河川です。

BOD を始めとしたいずれの項目でも大きな変動はなく、年間を通して安定した水質が維持されています。



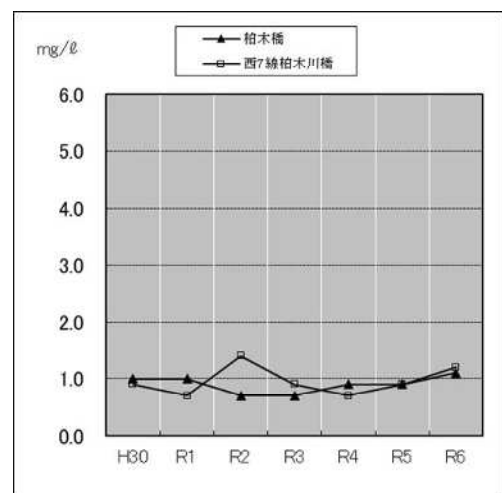
< 図 2-6 : 茂漁川 BOD(75%値)の経年変化 >

エ) 柏木川

水源が桜森の北海道大演習場内にあり、穂栄で島松川へと合流する柏木川は延長 22 km で、水源直下に水産ふ化場や民間養魚場が立地するほか、農業用水にも利用されています。

最上流辺りは大変清らかな水質ですが、島松川に合流するまでの間に、工場排水、生活排水及び農業排水などの流入と考えられる汚濁が一時的に発生することがあります。

直近では大腸菌数の一時的な微増がありましたが、微増した値でもA類型相当の基準以下であり、他の項目は大きく変動しておらず、安定した水質を維持しています。



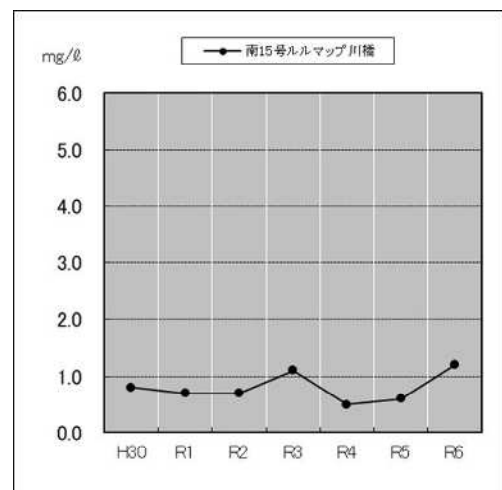
< 図 2-7 : 柏木川 BOD(75%値)の経年変化 >

オ) ルルマップ川

水源は桜森の北海道大演習場内で、下島松で柏木川に合流するルルマップ川は延長 13 km で、農業用水に利用されてきました。

流量が少ない河川のため、農業排水などによる影響を受けやすく、過去には水質が悪化した時期もありましたが、現在では汚染源もほとんどなく安定した水質となっています。

BOD を始めとしたいずれの項目でも大きな変動はなく、年間を通して安定した水質が維持されています。

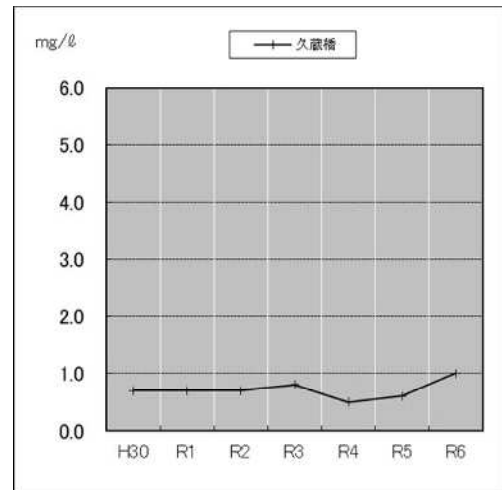


< 図 2-8 : ルルマップ川 BOD(75%値)の経年変化 >

カ) 島松川

水源が桜森の北海道大演習場内にあり、北島で千歳川と合流するこの川は延長 21 km で、上流域には養魚場などがあり、下流域では農業用水として利用されています。流域には住宅や事業場などが少ないため水質も良く、比較的自然が多く残されている河川です。

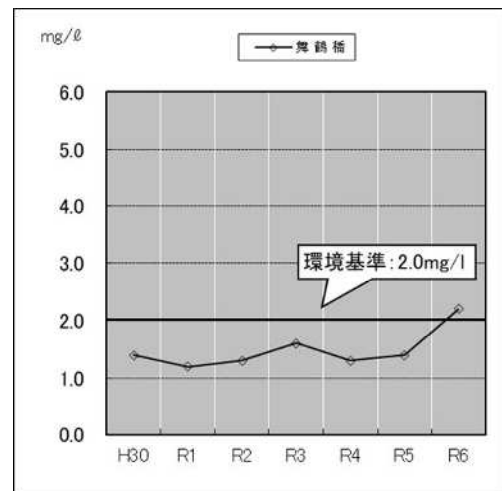
直近では大腸菌数の一時的な微増がありました。微増した値でも A 類型相当の基準付近であり、他の項目は大きく変動しておらず、安定した水質を維持しています。



＜ 図 2-9 : 島松川 BOD(75%値)の経年変化 ＞

キ) 千歳川

千歳川は支笏湖に源流部を持ち、周辺の山間を経て多くの支川を集めながら石狩平野を北上して石狩川に合流する延長 108 km、流域面積 1,246 km²の河川です。流域には、上流から千歳市、長沼町、恵庭市、北広島市、南幌町、江別市の順で 4 市 2 町が位置しています。BOD などの生活環境の保全に関する環境基準については、本市内を流れる河川のうち千歳川のみが類型指定 (A 類型) されており、環境基準と比較した評価が可能です。千歳川は支川が合流するごとに水質が悪くなっていく傾向がありますが、舞鶴橋では類型指定 (A 類型) の基準以下、または軽微な超過に止まっています (令和 6 年度は夏季の水温上昇等の要因で若干の超過あり)。



＜ 図 2-10 : 千歳川 BOD(75%値)の経年変化 ＞

＜千歳川水系水質保全連絡会議＞

昭和 49 年 2 月、千歳川の水質を保全するのに必要な情報・資料収集や交換を目的に流域の 4 市 2 町が参集し、北海道の関係振興局の協力も得て「千歳川水系水質保全連絡会議」が発足しました。同連絡会議は以来 40 年以上にわたり、定点観測による水質調査、千歳川の川下りによる水質調査、また汚染源調査などを共同で実施し、得られた情報をそれぞれの行政に活用しています。

(4) ゴルフ場使用農薬の安全使用対策

現在の農薬は有機系化合物により製造されており、その多くは散布後、物理的・化学的・生物的な作用により、自然界に存在する物質へと分解されます。しかし、中にはこれらの作用によっても分解されず、その毒性を保ったまま流出・残留することで、環境汚染を引き起こしてしまうものもあります。本市内でゴルフ場を営み農薬を使用する場合には、道や市の指導要綱により農薬使用管理者を定め、受払の記録、保管庫の整備の義務づけなど細かな規定があります。また、各ゴルフ場とは公害防止協定を結び、万が一河川に農薬が流出して悪影響を及ぼした場合の責任を明確化するなど、農薬の安全使用に向けて取り組んでいます。

本市では農薬を含んだ排水が河川に流入しないように特に注視しており、降雨や雪解けなどに伴う排水については、ゴルフ場が自主調査を行っているほか、本市も独自に排水口、調整池や直下の河川等で調査・分析を行っています。排出量の指針値については、令和 2 年 3 月に国から示された「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」に従い、農薬取締法に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準値 (以下、水濁基準値) 及び水産動植物被害に係る農薬登録基準値 (以下、水産基準値) に基づき設定されています。また、水濁・水産基準値の設定されていない農薬についても、現在得られている知見等を基に、人の健康保護に関する視点を考慮して、指導指針値 (暫定) が設定されているものもあります。

令和 6 年度の調査結果では、調査した農薬の全てで指針値を超えるものはありませんでした。

2. 水道水源保全の取り組み

(1) 恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例

本市内を流れる漁川は、恵庭市民の生活に潤いと安らぎを与えるとともに、水道水を供給する貴重な水源域です。しかし、良好な自然環境への市民ニーズが近年一層の高まりを見せている一方、私たちの生活や経済活動から生ずる排水水がその水質に影響を及ぼすことが懸念されるようになりました。

本市の水道水は、この漁川上流に位置する石狩東部広域水道企業団漁川浄水場より日最大供給量 24,000 m³を受水し、さらに、同企業団浄水場のやや下流にある本市の浄水場から日最大給水量 8,000 m³を供給していました。しかし、平成 27 年 4 月 1 日からは、本市の浄水場を廃止し、代わりに石狩東部広域水道企業団が運営する千歳川浄水場から日最大供給量 6,400 m³を受水しています。

このように本市の浄水場は廃止したものの、依然として、漁川からは同企業団が恵庭市のほか北広島市、江別市、千歳市に日最大 72,000 m³を供給しており、地域の重要な水源であることには変わりありません。上流域のこの大切な水源を積極的に保全し、約 7 万人の恵庭市民が現在及び将来にわたって安全な水を飲めるように、「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」を設けてその排水水の水質を規制しています。

保全地域として盤尻地区の一部（国有林野及び北海道大演習場区域を除く）を指定しており（巻末資料 6）、規制対象とする事業場は、ゴルフ場と廃棄物最終処分場の 2 種類です。排水基準についてはゴルフ場に関する国の指導指針や、法規制等に基づき最も厳しい値を設定しているほか、対象事業者には新設・拡張時の届出や事前の住民説明会の実施等の義務を課しています。

(2) 安全な水道水の供給

本市では安全で良質な水道水を供給するために、水源の川や湖、そして配水池から家庭に届くまでの水の流れの各段階で厳重な水質管理を実施しています。なかでも、水質検査は水道水の安全性を確認するために不可欠であり、水質管理の中核をなす大切な要素です。平成 15 年改正の水道法に基づく水質基準には、ヒ素、シアン、水銀など人の健康に影響を与える項目や色、濁り、味など生活利用上支障が生じるおそれがある項目など、水道水が備えるべき水質上の要件として定められた 51 項目が設定されており（表 2-30）、本市では毎年作成する水質検査計画に基づいて水道水の品質管理を行っています。

< 表 2-30 : 水道水の水質基準項目 >

項目名	基準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/L以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/L以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/L以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/L以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/L以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02 mg/L以下であること。
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/L以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/L以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/L以下であること。
四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること。
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること。
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること。
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること。
ベンゼン	0.01 mg/L以下であること。
塩素酸	0.6 mg/L以下であること。
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること。
クロロホルム	0.06 mg/L以下であること。
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること。
ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること。
臭素酸	0.01 mg/L以下であること。
総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること。
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること。
プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること。
プロモホルム	0.09 mg/L以下であること。
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること。

< 表 2-30 (続き) : 水道水の水質基準項目 >

項 目 名	基 準
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L 以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/L 以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L 以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L 以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/L 以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/L 以下であること。
塩化物イオン	200 mg/L 以下であること。
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L 以下であること。
蒸発残留物	500 mg/L 以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下であること。
ジエオスミン (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチル ナフタレン-4a(2H)-オール	0.00001 mg/L 以下であること。
2-メチルイソボルネオール 1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタ ン-2-オール	0.00001 mg/L 以下であること。
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L 以下であること。
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/L 以下であること。
pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5 度以下であること。
濁度	2 度以下であること。

第3節 その他の環境汚染に対する取り組み

1. ダイオキシン類に係る問題への取り組み

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びダイオキシン様ポリ塩化ビフェニールの総称で、化学物質の合成過程や燃焼過程などで非意図的に生成されます。ダイオキシン類には、その化学構造によっておよそ200以上の種類があります。一般的な性質として熱や酸、アルカリなどによって分解されにくく、環境中で安定した物質であること、また脂肪によく溶けるため生物の体内に取り込まれると脂肪組織などに蓄積しやすく、体外に排出されにくいことなどが分かっています。

ダイオキシン類発生の原因には様々なものがありますが、塩化ビニールのような塩素を含んだ廃棄物の焼却時に、その焼却温度、燃焼条件や排ガス処理の状況等が大きな影響を及ぼすと考えられています。ダイオキシン類の毒性については、ベトナム戦争でアメリカ軍が大量に散布した「枯れ葉剤」による被害（先天性異常児出産等）でよく知られているほか、発ガン性も指摘されています。

(1) ダイオキシン類に関する環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、大気・水質・土壌・底質（川底の泥）の各々についてダイオキシン類濃度の環境基準が設けられています。環境基準（表2-31）についてはTDI（耐容1日摂取量）を踏まえ設定されています。

＜表2-31：ダイオキシン類に係る環境基準＞

媒体	基準値	備考
大気	0.6 pg - TEQ/m以下 （年平均値）	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水質	1 pg - TEQ/L以下 （年平均値）	公共用水域及び地下水について適用する。
土壌	1,000 pg - TEQ/g以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。 環境基準が達成されている場合であっても、250 pg - TEQ/g 以上の場合には必要な調査を実施することとする。
底質	150 pg - TEQ/g以下	全ての公共用水域について適用する。

(2) ダイオキシン類発生施設への対策

ダイオキシン類を発生する一定規模以上の特定の施設を設置し、あるいは使用しようとする事業者は、ダイオキシン類による環境汚染を未然に防ぐために、法に基づきその施設の設定内容・使用方法等を事前に届け出なければならないことになっており、令和6年度末の届出状況は（表2-32）のとおりです。

これらの施設に対しては排出基準の遵守を義務づけています（表2-33表2-34）が、平成14年12月から法による排出基準が厳しくなったこともあり、稼働中の特定施設の数も減少しました。なお、ダイオキシン類に係る水質基準の対象施設については本市では届出はありません。

ダイオキシン類に係る特定施設については、道が立入調査などにより届出状況の確認をしています。

◆◇用語説明◇◆

- 耐容1日摂取量（Tolerable Daily Intake、TDI）：人が一生にわたって体内に取り込んでも健康に影響が現れないと判断される1日当りの摂取量。ダイオキシン類のTDIは体重1kg当り4ピコグラム以下と定められている。
- 毒性等量（TEQ）：ダイオキシン類は毒性が各々異なっているため、なかでも一番毒性が強い2,3,7,8-TeCDDの毒性を基準に、他のダイオキシン類の毒性も2,3,7,8-TeCDDの毒性に換算してから足し合わせて、全体としての毒性の値（TEQ）としている。

< 表 2-32 : ダイオキシン類に係る大気基準適用施設 (令和7年3月末時) >

		施設数
鉄鋼業焼結施設		0
製鉄用電気炉		0
亜鉛回収施設		0
アルミニウム合金製造施設		0
廃棄物焼却炉	4 t/時 以上	0
	2 t/時~4 t/時	1
	2 t/時 未満	2
合 計		3

< 表 2-33 : ダイオキシン類に係る排出基準 (大気) >

(単位 : ng-TEQ/m³N)

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設基準	既設施設基準
廃棄物焼却炉 (火床面積が 0.5 m ² 以上、又は焼却能力が 50 kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h-4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10
製鋼用電気炉 (変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上)		0.5	5
焼結鉱 (銑鉄の製造の用に供するものに限る。) の製造の用に供する焼結炉 (原料の処理能力が 1t/h 以上)		0.1	1
亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉 (原料の処理能力が 0.5t/h 以上)		1	10
アルミニウム合金の製造 (原料としてアルミニウムくず (当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。) を使用するものに限る。) の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉 (焙焼炉、乾燥炉 : 原料の処理能力が 0.5t/h 以上、溶解炉 : 容量が 1 t 以上)		1	5

注: 既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉 (火格子面積が 2 m² 以上、又は焼却能力 200 kg/h 以上) 及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用されている。

< 表 2-34 : ダイオキシシン類に係る排出基準 (水質) >

(単位 : pg-TEQ/L)

特定施設種類	排出基準
硫酸塩/ピルブ(クラフト/ピルブ)又は亜硫酸/ピルブ(サルファイト/ピルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
担体付き触媒の製造 (塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。) の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するものに限る。) の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン の製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
担体付き触媒 (使用済みのものに限る。) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る。) によるものを除く。) の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5 m ² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上) に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	
廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設	
フロン類 (CFC 及び HCFC) の破壊 (プラズマ反応法、廃棄物焼却法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。) の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

※廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により 10pg-TEQ/L。

第4節 公害防止協定等

公害の発生や環境の悪化をもたらすおそれのある事業場が新たに設置される場合は市公害防止条例に基づき、「公害防止協定」を締結しています。ゴルフ場については農薬の安全使用に関する指導要綱に基づき協定を締結し、農薬の適正な使用と公害防止に努めています。これまでに締結された事業場は（表2-35）のとおりです。

< 表2-35 : 本市との公害防止協定締結事業場 >

事業場名	所在地	締結年月	備考
不二建設株式会社	北柏木町3丁目	昭和50年1月	
株式会社ロバパン	恵南1番地	昭和58年6月	
札幌エルムカントリークラブ	島松沢55番地	平成2年2月	
株式会社新薬開発研究所	戸磯452番地	平成3年8月	覚書
株式会社エバーライブ	盤尻17番地	平成4年7月	
日本エア・リキード株式会社	戸磯76番地28	平成6年9月	
ホテルモンテ株式会社 (随縁カントリークラブ)	盤尻144番地	平成12年4月	
恵庭開発株式会社 (恵庭カントリー倶楽部)	盤尻53番地	平成24年10月	

第3章 人と自然との共生の確保

第1節 自然環境の保全

地球上には数千万種に及ぶと言われる多様な生物種が存在しています。多様な種が存在するということは、それだけ多様な生息環境=生態系が地球上に存在していること（これを「生物多様性」といいます。）を示しています。

しかし、このような多様な生物種はそれぞれが独立して存在しているわけではなく、互いに網の目のような関係を持つてはじめて存在が可能となるもので、この関係のどこか一ヶ所が切れても生態系（このなかには我々人類も当然含まれます。）のバランスは崩れ、成り立たなくなるおそれがあります。したがって、単純に特定の種の生物の保護に力を注ぐことが必ずしも自然保護になるわけではなく、満遍のないあらゆる種の生物や自然環境の保全が地球環境を守るうえで大切なこととなります。

1. 恵庭の自然

本市は、行政面積 294.65 平方キロメートルのうち、自衛隊の演習地も含めるとおよそ 3 分の 2 が森林地域となっています。山岳部は西端側に支笏洞爺国立公園の一部を含んでおり、恵庭岳のすそ野に広がる恵庭溪谷には、漁岳や空沼岳に源流部を持つ漁川とラルマナイ川が貫流し、白扇の滝などのすぐれた自然景観に恵まれています。

植生について見ると、標高の高いところから順に、ハイマツ群落、ダケカンバ、ハンノキ、ナナカマドの上部広葉樹林、エゾマツ、トドマツ、ミズナラ、ニレ、イタヤカエデ、カシワ、シナノキなどの多種が混交する針広混交林となっており、植林地以外は主にクマザサ、チシマザサを林床とした、本道中央部を象徴する林相となっています。

しかし、平野部は千歳川水系の多くの河川の流域を含み、広大な田園が広がる大変に水環境に恵まれた地域となっている一方、市街地では人口の増加や企業進出による住宅団地や工業団地の開発により、自然は徐々にですが減少傾向にあります。

(1) 条例に基づく環境保全地区等

良好な自然環境は、都市計画法、森林法といった法の運用により維持・保全が図られてきたほか、北海道自然環境等保全条例や恵庭市水と緑のまちづくり推進条例では、良好な環境を形成している樹林地、由緒由来のある樹木や美観風致などを維持するための樹木で、住民の休養や都市景観上保全することが必要と認められるものを、保護地区・保全地区や保護樹木として指定し、地区内で行う行為を制限するなど保全・保護を図っています。それらの指定地区を（表 3-1、表 3-2）に示します。

＜ 表 3-1：北海道自然環境等保全条例指定の環境緑地保護地区等 ＞

名 称	所 在 地	指 定 内 容
西島松環境緑地保護地区	西 島 松	広葉樹壮齡林 2.17ha
下島松環境緑地保護地区	島松旭町 3 丁目	広葉樹壮齡林 0.56ha
豊栄神社環境緑地保護地区	大 町 3 丁目	境内林 0.78ha
島松神社環境緑地保護地区	島松本町 4 丁目	境内林 0.76ha
恵庭市庁舎前庭記念保護樹木	京 町	イチイ 3 本

＜ 表 3-2：恵庭市水と緑のまちづくり推進条例指定の自然環境保全地区等 ＞

名 称	所 在 地	指 定 内 容
恵庭公園動植物保全地区	駒場町 4 丁目	樹林地等 42.0ha
中恵庭公園環境緑地保全地区	上 山 口	樹林地等 1.1ha
開拓記念公園環境緑地保全地区	南 島 松	樹林地等 1.1ha
恵庭小学校保護樹木	福住町 2 丁目	アカマツ・ハルニレ
中恵庭出張所前保護樹木	中 央	イチイ
恵み野森公園保護樹木	恵み野北 6 丁目	リギダマツ 2 本
茂漁松園線道路保護樹木	南 島 松	ハルニレ
グリーンベルト横保護樹木	福住町 2 丁目	ハルニレ

(2) その他の指定地域・森林等

北海道森林管理局では道路沿いや湖沿いの人間にとってアクセス可能な森林であって、自然を満喫したり、森林浴や自然観察、あるいはハイキングやスキーなどといった自然に親しむことができるものを「レクリエーションの森」として位置づけしています。本市内では、えにわ湖周辺の次の森がその設定をされています。

- 「レクリエーションの森（自然観察教育林）」：緑のふるさと森林公園近辺の森
- 「レクリエーションの森（風景林）」：上記以外のえにわ湖周辺の森

2. 恵庭の野生鳥獣

(1) 有害鳥獣駆除（特定外来生物）

北海道は豊かで変化に富んだ自然環境に恵まれており、そこには様々な野生鳥獣類が生息し、日本国内のほかの地域とは異なった特有の生物相を形成しています。こうした野生鳥獣の保護管理には、これまで「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（通称：鳥獣保護法）」などにより必要な措置を講じてきました。

しかしながら、市内に生息する野生鳥獣類には、私たち人間の生活やバランスのとれている自然環境にとって著しく害を及ぼしているものがあります。

特に北米原産であるアライグマは、ペットとして日本に輸入されたものが昭和 50 年代頃から野生化したと言われており、甚大な農作物被害や養殖魚の捕食による内水面漁業被害などを発生させて大きな問題となりました。近年は、人間に対する農漁業被害はもとより、他の動物や野鳥の生息環境を圧迫し、既存の生態系に対する悪影響が心配される状況となっています。

本市では、野生鳥獣による農業被害やその他の被害に対して、一義的には自助努力による被害回避の啓発に努めていますが、やむを得ない場合においては生態系に影響を与えない範囲で有害鳥獣駆除を許可・実施してきました。

特にアライグマについては本市での被害が甚大であったため、他の市町村に先駆けて平成 8 年度から駆除の許可・実施を行うようになりました（直近 10 年の推移は表 3-4 を参照）。また、既存の生態系を守るためにアライグマの駆除を推進する国の方針を受け、令和 3 年 4 月 1 日より令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年間（令和 3 年 3 月に 10 年間延長更新）「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき市内全域を確認区域として指定し、アライグマ、カニクイアライグマ及びアメリカミンクに限り、計画的な防除として、箱わなにより捕獲し、適切な処分を行っています。

しかしながら、その後の積極的な駆除の実施にもかかわらず、旺盛な繁殖力のためなかなか推定生息数が減らないのが実情です。

＜表 3-4：アライグマ捕獲数及び農業被害額の推移（10 年）＞

単位～捕獲数（上段）：頭 被害額（下段）：千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲数	111	153	263	285	253	256	234	278	371	290
農業被害額	750	649	678	885	695	526	605	864	612	384

(2) エゾシカ・ヒグマへの対応

近年は道内各地でエゾシカ・ヒグマの生息数が増加していると言われており、特に生息域と市街地が隣接している市町村では市街地への出没・発見数が増加しています。市街地に出没した場合は山間部・森林地区方面への追い払い、生活・農業への被害が発生、その恐れがある場合には各法令・指針を基に罠の設置による捕獲などの対応を行います。

本市は生息域と市街地が比較的離れているなどの地理的条件から、ヒグマについては盤尻地区などの森林地域においてフンや姿の発見がある程度ですが、エゾシカについては市街地近郊の農地への出没、農作物への被害、交通事故などが徐々に増加しており、今後は市街地への出没の可能性も踏まえた準備・対策が必要となってきます。

北海道（振興局）・市関係部局や捕獲・駆除に関する有資格者（有識者）との連携や、被害の未然防止に向け、鳥獣保護法との整合を図った対応をどのように行っていくかが課題となっています。※ヒグマの出没・発見情報については市 Web サイトに掲載しています。

第2節 環境保全思想の普及に関する取り組み（令和6年度）

環境への負荷の少ない社会を実現していくには、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、環境保全に関する責任と義務を理解し、環境保全活動に積極的に参加していくなどの高い意識を醸成していくことが重要です。そのためには、社会全体に共通認識が形成されるように、継続した環境保全思想普及の取り組みが必要となります。令和6年度に市内で実施された環境保全に関する取り組みをご紹介します。

1. 市内各小中学校の取り組み

(1) 恵庭小学校

・ヤマメの放流

毎年4年生が漁川の水質調査へ行っています。どんな生き物がいると川的环境が保たれているのか、さらに水質調査もして川の水のきれいさを確認しています。川の中に入り、水の流れや透明度を感じながら、見た目だけではわからない川的环境保全を考える良い機会となっています。

<ヤマメの放流の様子>



(2) 島松小学校

ア. 環境整備作業

児童、保護者、教職員により、花壇整備や柏木川の清掃、グラウンド整備を行いました。

<環境整備作業の様子>



イ. 川（柏木川）の学習

学校横を流れる柏木川において、KGP(柏木川プロジェクト)の協力により、1年生、2年生、4年生を対象に、川に棲む生物とその生態系、周辺の樹木等を調べる学習を行いました。

<川の生態系を調べる学習>



ウ. ペットボトルキャップの収集

児童会活動の1つとして、ペットボトルキャップを収集し、社会福祉協議会へ寄贈しました。

<ペットボトルキャップの寄贈>



(3) 柏小学校

ア. 廃食油の回収

環境委員会の取組の一つとして、家庭から出る廃食油の回収作業を月1回行っています。回収された廃食油は、バイオディーゼル燃料に精製され、車両の燃料等として再利用されます。

イ. サケの飼育

毎年12月にサケの卵が学校に届き、1月頃に孵化、4月に放流しています。子どもたちは約5ヶ月間、卵～稚魚の様子を学校で観察することができ、環境学習の一つとなっています。

<サケの放流の様子>



ウ. 恵庭中生徒会と柏小児童会のごみゼロ作戦

恵庭中学校の生徒会と柏小学校の児童会が、小中連携の一つの取組として、ごみ拾いの活動をしています。ごみ袋を持って校区を歩きながら、町をきれいにしていきます。

<ごみ拾い活動の様子>



エ. ヤマメの放流

恵庭河川愛護会の事業であるヤマメの放流に、3年生が参加しています。茂魚川のぶんきょう公園にて、6月に行われました。

<放流の様子>



(4) 和光小学校

・学級花壇づくり

自ら花を育てることにより、命の大切さを気付かせ、自然を愛する心を育てることを目標に、5, 6年生が計400株を学級花壇に植えました。「花いっぱいコンクール」に向けて子どもたちが水やり、草かりの管理をしました。

<花壇の様子>



(5) 松恵小学校

・緑の少年団（花と緑・観光課協働）

松恵小学校は、次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした「緑の少年団」としての活動に取り組んでいます。

具体的な活動として、森林づくり・緑化・環境についての学習や体験活動、奉仕活動としての「緑の羽根募金」、全校縦割りでの野外活動「緑のフィールドワーク」などがあります。

また、6年生の児童は石田花園さんのご協力により、卒業式に自分たちが育てた花を会場に飾り、保護者への感謝を込めて贈る「花の学習」に取り組んでいます。

<緑の少年団（緑の羽根募金）>



<緑のフィールドワーク>



(6) 若草小学校

ア. 環境整備作業

P T A活動の一環として花壇や教材園の土おこしや肥料の混ぜ込み作業を行いました。保護者と一緒に活動に参加する児童も見られ、親子で土に触れる機会になりました。運動会前だったので、グラウンドの草削りや側溝さらいも併せて行っています。

〈環境整備作業の様子〉



イ. 町内会との落ち葉拾い活動

中島町内会の皆さんの協力を得ながら、5年生児童が総合的な学習の時間に校地の周りの落ち葉拾い活動を行いました。ボランティア活動に参加することを通じて、地域の環境整備活動について考える機会になりました。

〈落ち葉拾い活動の様子〉



(7) 恵み野小学校

ア. リングブルの収集

近隣の施設からも協力をいただき、ボランティア活動の一環として児童会でリングブルを収集し、社会福祉協議会等へ寄贈しています。手話や盲導犬等、社会福祉については、4年生の総合的な学習で重点的に学習しています。集まったリングブルは児童会書記局が委員会の時間に重量を計測し、児童玄関前に掲示しています。毎月8がつく日に回収しています。

<リングブルの収集>



イ. 花壇活動

本校の重点項目でもある「豊かな心の育成」のために、児童と教師、保護者、地域の方々が一緒になって「花いっぱい運動」に取り組んでいます。「美しい恵み野花の街づくり推進協議会」や「PTA 環境整備 花壇作業」、「児童の花壇活動」を実施することができました。

<花壇整備作業の様子>



ウ. サケの稚魚の放流

全学年が担当を決め、飼育・観察を行い、孵化・成長を観察しています。記録写真パネルを掲示し、育つ過程を確認しながらお世話することで、生命に関心を持ち、大切に育てようとする心が育っています。計画的に水温を調節して、孵化を子どもたちが見届け、3年生がサケの会の放流式に合わせて漁川に放流しています。

〈漁川への稚魚の放流〉



(8) 恵み野旭小学校

ア. 花ロード (学級花壇づくり)

「花いっぱい運動」として、恵み野中学校区の花ロードの活動日に合わせて、全学級の活動として実施しました。各学級で子どもたちが考案したデザインのもと、花植え活動を「笑顔いっぱい(学校目標)」で行いました。

<学級花壇づくりの様子>



イ. リングプル収集活動

児童会学級委員会が中心となり、校内2カ所にリングプルの回収ボックスを設置して「回収運動」を実施しています。集まったリングプルは計測して関係機関に回収していただき、車いすと交換しています。

<リングプル収集活動>



ウ. サケの飼育

恵庭サケの会から12月にサケの卵をいただき、児童会が中心となって飼育しています。孵化から稚魚への成長を観察することで、「ふるさと恵庭」の豊かな自然を感じることができます。また、2年生は卵が届く頃、水産試験場の職員の方を講師とした「サケ教室」で、自分たちが春に放流する稚魚がどのようにして漁川に戻るのかを学習しました。

<サケ教室の様子>



(9) 恵庭中学校

ア. 花壇整備

整美委員会が花壇のデザインをし、PTAの地域サポーターの会がボランティアで花壇を整えています。全校生徒で花を植え、学級ごとに割り当てられた花壇を丁寧に管理します。

<花壇整備の様子>



イ. サケの飼育、放流

特別支援学級が中心となってサケを卵化させ飼育しています。毎日丁寧に成長の様子を見守っています。漁川放流も楽しみにしています。

<サケの飼育、放流の様子>



ウ. 児童生徒会交流ごみ拾い

柏小の児童会と恵庭中の生徒会の交流事業として校地内のごみ拾いを実施しています。地域に目を向け、地域を愛し、地域に貢献する生徒の育成を目指しています。

<ごみ拾いの様子>



(10) 恵北中学校

ア. 地域ボランティア

環境美化に努める活動を通して自然環境を大切にする心を養うことを目的として、5月の体育祭前にはグラウンド整備、6月は学校周辺地域の清掃活動に全校生徒で取り組んでいます。

<学校周辺地域の清掃活動の様子>



イ. 花壇整備

生徒たちは花壇の土起こしや花の苗植え、日常の水やりや草取りなど花を大切にする活動を通して、豊かな心を育んでいます。また、PTAの環境整備の取組として、生徒たちとともに活動をして頂いています。

<花壇整備の様子>



ウ. リングプル・ペットボトルキャップの回収

GL(グッドライフ)運動の一環として、リングプルやペットボトルキャップを回収し社会福祉協議会等へ寄贈しています。収集したリングプルは車椅子、ペットボトルキャップはポリオワクチンとの交換を目指しています。

<集まったペットボトルキャップ>



(11) 恵明中学校

ア. サケの飼育と放流

漁川に遡上するサケの増殖と自然環境の保全を目的に、科学郷土研究部の部員たちは、「えにわ市民サケの会」から提供された貴重なサケの卵を受け取り、日々水替えや温度管理など細やかな世話をしながら、大切に稚魚をふ化させています。愛情を込めて育てた稚魚たちは、やがて力強く成長し、漁川へと放流されます。この活動を通して、自然とのつながりや命の大切さについて深く学んでいます。

<サケの放流の様子>



イ. ペットボトルキャップ・リングプルの回収と寄贈

ペットボトルキャップやリングプルの回収活動に、全校生徒で取り組んでいます。環境への配慮や福祉への貢献を目的に、生徒会と代議員が中心となって呼びかけを行い、多くの協力を得て収集を進めてきました。集まったキャップやリングプルは丁寧に集計し、社会福祉協議会へと寄贈しています。日々のちょっとした行動が社会の役に立つことを実感できる、学校全体の温かい取り組みです。

<ペットボトルキャップ回収の様子>



ウ. 花壇設営

各学級の係の生徒を中心に、全員で協力して花壇づくりに取り組んでいます。土起こしや肥料やりといった準備から、花壇のデザインを考えるとこまで、自分たちの手で一つひとつ丁寧に進めています。完成した設計図をもとに、色や高さのバランスも工夫しながら花を植え、見る人の心が和むような美しい花壇を目指しています。季節ごとに変わる花の表情とともに、仲間と協力する喜びも感じられる活動です。

<花壇設営の様子>



エ. プロジェクト530 (ゴミ0活動)

5月30日(ゴミゼロの日)にちなんで、生徒会の呼びかけのもと、地域の清掃活動を有志の生徒たちで実施しています。恵庭駅・カリンバ公園・こ線橋・中島公園の4つのグループに分かれ、それぞれのエリアを中心に、自分たちの手でまちをきれいにするに取り組んでいます。地域の一員としての責任を感じながら、公共の場を大切にする意識を高めることができる、意義深い活動となっています。

<プロジェクト530の様子>



(12) 柏陽中学校

・花植え

自然環境を大切にすることや花のまち恵庭への愛着を育てること、地域や小学校との連携を深めることをねらいとして、5月11日(土曜授業日)に学校花壇の苗植えと戸磯線植樹帯の土おこしを生徒、保護者、CS関係者、町内会など地域の方々で実施しました。また、7月20日(土曜授業日)には、同様の方々の協力を得て戸磯線植樹帯に約2,000本の花の苗植えを行いました。10月30日(水)には惜しみつつ撤去作業を行いました。

<花植えの様子>



(13) 恵み野中学校

ア. 千人植えと除草作業

事前の土おこしはおやじの会に行っていたで、**「美しい恵み野花の街づくり協議会」**の方々とともに、**団地中央通りの街路樹**の植樹ますに花苗を植えました。その後、**恵み野地区の花さんぽストリート、やすらぎストリート**などの除草作業を6～7月に3回行いました。9月にはアナベルを収穫し、アナベルボールを作りました。

<花植え、アナベルボール作りの様子>



イ. 花壇活動

開校以来の伝統として、毎年行っています。4月末の土おこしに始まり、5月の花苗植え、花殻拾みや除草作業等を行い、全校生徒できれいな花壇をつくっています。

<花壇活動の様子>



ウ. サケの稚魚飼育と放流

「えにわ市民サケの会」からいただいたサケの卵を「サケ育て隊」が大切に育てました。観察日記には日々の卵（稚魚）の様子を記録し、最後は魚川に放流しました。

<サケ稚魚放流の様子>



エ. ペットボトルキャップ回収

年間を通して全校生徒でペットボトルキャップの回収を行い、2月に社会福祉協議会に寄贈しました。

<ペットボトルキャップ回収の様子>



2. 恵庭市の取り組み（所管課別）

（1）郷土資料館

ア. 漁川の生きもの観察会

北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場より講師をお招きし、漁川に生息する生きものをとおして身近な自然に触れてみることを目的として開催しました。

参加した小学生は、たも網や講師が打った投網で捕獲されたヤマメ、ウグイ、トミヨなどの魚類、ヘビトンボ、カワニナ等の水生昆虫を顕微鏡等を使って観察し、胃の内容物なども確認しました。川の生きものに直接手で触れ、恵庭市内を流れる漁川により関心をもつことができたようでした。

〈漁川の生きもの観察会の様子〉



イ. 自然観察会

北海道自然保護監視員森下徹氏を講師にお招きし、市内黄金地区の国指定史跡カリンバ遺跡とその周辺の自然に触れてみることを目的として開催しました。

16名の事業参加者は、森林、原野、水辺など異なる環境のもとで生息する野鳥を観察し、併せて、郷土資料館史跡・重要文化財担当主査によるカリンバ遺跡についての説明を聞くことにより、太古の昔から恵み豊かだったと推測される恵庭に更なる関心を持つことができたようでした。

〈自然観察会の様子〉



(2) すみれ保育園

・環境活動

- ① 5月から6月の期間に、購入した花苗の花植えと水やりを園児・保育士で行っています。同時期に、野菜の苗、種を購入し、保育園内の畑、プランターで育て、同様に園児・保育士で世話をしています。生長した野菜は収穫し、園児の食育活動に使用しています。
- ② 家庭で出た廃油を持参して頂き、園にあるポリタンクに集めており、たまった廃油を業者に回収してもらい、再生エネルギー事業に協力しています。
- ③ リングプル、ペットボトルキャップの回収箱を園内に設置し、家庭から持参して頂くように呼び掛けています。たまったリングプル・ペットボトルキャップについては、社会福祉協議会に寄付をし、社会貢献に役立てています。
- ④ 散歩に行った先の公園や道路に落ちているゴミを拾ったり、落ち葉を集めるなどして、園児と一緒に環境美化を心がけています。また、各年齢の指導計画に基づき、季節に応じた環境教育を行っています。

<リングプル、ペットボトルキャップ回収箱>



<花植えの様子>



(3) 花と緑・観光課

・緑の少年団（松江小学校協働）

松恵小学校にて「緑の少年団」を組織し、全児童が自然愛護活動、自然体験学習等に取り組んでいます。

令和6年度の活動として、5・6年生による緑の募金活動や、全児童によるごみ拾い活動を実施しました。また、全児童で学校農園の作物の栽培から、収穫、片付け作業までを行い、植物の役割や自然の循環について学びました。

(4) 建設部管理課（恵庭河川愛護会）

ア. ヤマメ稚魚放流

6月12日（水）～7月12日（金） 漁川・茂漁川にヤマメ稚魚・9,000匹を放流し、参加者（恵庭、若草、島松、柏小学校生徒331名）にヤマメの生態学習や河川愛護意識向上に努めた。

イ. 河川清掃

7月6日（土）河川愛護会会員及び、河川管理者、市内企業等43団体が参加して、漁川6.3km・茂漁川3.6kmの河川敷一斉清掃を実施。332名が参加。

ウ. 花壇植栽事業

6月3日(月)～10月23日(水) 河川敷花壇(漁川5号床止左・右岸花壇、茂漁川プロムナード花壇、日の出橋付近花壇)に地域町内会、老人クラブ、北海道文教大学附属幼稚園の部121名でベコニア690株の植栽及び花壇の維持管理を実施。

エ. 河川パトロール

7月11日(木)～7月23日(火)及び9月14日(土)～9月22日(日)の夏・秋の2回河川愛護会役員と会員による漁川(2班)・茂漁川(1班)の3班体制による河川パトロールの実施。

〈河川パトロールの様子〉



第4章 環境への負荷の少ない循環型社会の実現

第1節 地球温暖化問題に対する取組（恵庭市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進）

1. 「デコ活」とは



2015年7月より、国は政府、事業者、国民が一体となって取り組む地球温暖化に関する国民運動として「COOL CHICE」を開始し、2030年までの温室効果ガス削減目標（当初：2013年度比26%、2021年4月より46%の削減率に引き上げ）に向け取り組みを進めていましたが、2023年8月よりCOOL CHIOCE等の国民運動が、新たな形として「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）へ移行しました。

「デコ活」の名称は「二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。」（環境省「デコ活」公式 Web サイトより）とされております。

詳しくは、環境省の Web サイト（<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>）を参照ください。

2. 恵庭市の取り組み

恵庭市では、令和4年6月に更新された「第3次恵庭市環境基本計画（兼地球温暖化対策実行計画区域施策編）」に基づき、地球温暖化対策のための取組を進めています。

また、令和4年6月22日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、地球温暖化対策のための脱炭素へ向けた動きを加速していくこととなりました。

○ 令和6年度の取組状況

(1) 「えにわ環境・エネルギー展」の開催

来場者に体験やイベントを通して環境への関心を高め、令和4年6月に恵庭市が宣言した「ゼロカーボンシティ宣言」に基づく省エネルギーおよび脱炭素施策の普及啓発をはかる目的で、令和6年9月8日に花の拠点「はなふる」の中央芝生広場・センターハウスにて「えにわ環境・エネルギー展」を開催しました。

省エネや環境に配慮した製品やサービスの提供を行っている企業や団体により、展示型の他、実験やゲームなどを通じた体験型のブースも用意し、参加者に「身近に自分が出来る事」を考えていただけるようなイベント構成で実施しました。

また、屋外テントブースの他、エコバスの体験コーナー、室内では小型太陽光パネルと蓄電池を使った「創・畜・省の工作教室」(LED ランタン) や、家庭の省エネ推進を行うための「うちエコ診断」なども行い、当日の来場者数は約6,000人(昨年比+2,000名)でした。



(2) 「FMラジオスポットCM、トークセッション」の放送

市内コミュニティFM局にて、アクションプランに基づく省エネ行動の実践を呼びかけることを目的として、通年での「FMラジオスポットCM」や、季節に合わせた省エネ行動を啓発するメッセージを、ラジオパーソナリティと「トークセッション」をしながら発信するなど、ラジオ媒体を利用した周知・啓発活動を行いました。

放送局 : 恵庭市コミュニティFM局 e-niwa (イーニワ)

放送期間 : ①スポットCM (時報枠)

令和6年6月 1日 ~ 令和7年1月31日 (2本/日)

延べ計 490本

②トークセッション (通常番組中のミニコーナー)

令和6年6月25日 ~ 令和7年1月28日 (1本/月)

延べ計 8本

※放送予定、収録等の様子を放送局のSNSでも発信

(3) 市広報誌へのイベント紹介記事掲載

令和6年9月号にて、9月8日開催予定の「えにわ環境・エネルギー展」への来場を促すための紹介記事を掲載しました。
※令和6年度は「恵庭消費生活展」も同時開催となったため、記事ではイベントを併記して紹介しています

〈令和6年9月号掲載〉

催し
土産資料展

「土産資料展」は、土産資料の展示・販売・情報提供の場として、市民の関心を高めるための催しです。

日時 9月10日(日) 10時～14時
会場 市民会館
内容 土産資料の展示・販売・情報提供
参加費 無料
問い合わせ 市民会館(011-831-1111)

認知症にやさしいまちえにわ

日時 9月10日(日) 10時～14時
会場 市民会館
内容 認知症の予防・対策に関する講演・相談
参加費 無料
問い合わせ 市民会館(011-831-1111)

いせいき百歳体験交流会

日時 9月10日(日) 10時～14時
会場 市民会館
内容 100歳以上の高齢者との交流・体験
参加費 無料
問い合わせ 市民会館(011-831-1111)

認知能力フェ

日時 9月10日(日) 10時～14時
会場 市民会館
内容 認知能力の向上を図るための講座
参加費 無料
問い合わせ 市民会館(011-831-1111)

手書きの芸術

日時 9月10日(日) 10時～14時
会場 市民会館
内容 手書きの芸術の体験・鑑賞
参加費 無料
問い合わせ 市民会館(011-831-1111)

認知症にやさしいまちえにわ

日時 9月10日(日) 10時～14時
会場 市民会館
内容 認知症の予防・対策に関する講演・相談
参加費 無料
問い合わせ 市民会館(011-831-1111)

いせいき百歳体験交流会

日時 9月10日(日) 10時～14時
会場 市民会館
内容 100歳以上の高齢者との交流・体験
参加費 無料
問い合わせ 市民会館(011-831-1111)

認知能力フェ

日時 9月10日(日) 10時～14時
会場 市民会館
内容 認知能力の向上を図るための講座
参加費 無料
問い合わせ 市民会館(011-831-1111)

手書きの芸術

日時 9月10日(日) 10時～14時
会場 市民会館
内容 手書きの芸術の体験・鑑賞
参加費 無料
問い合わせ 市民会館(011-831-1111)

同時開催！ 恵庭消費生活展 & えにわ環境エネルギー展

日時 9月8日(日) 10時～15時 会場 花の風点はなふる

恵庭消費生活展

日時 9月8日(日) 10時～15時
会場 花の風点はなふる
内容 消費生活に関する展示・相談
参加費 無料
問い合わせ 市民会館(011-831-1111)

えにわ環境エネルギー展

日時 9月8日(日) 10時～15時
会場 花の風点はなふる
内容 環境・エネルギーに関する展示・体験
参加費 無料
問い合わせ 市民会館(011-831-1111)

「はなふるでいず」はなふる収穫祭

日時 9月14日(土) 10時～15時 会場 花の風点はなふる

●オリジナルづくり体験
時間 10時～13時(30分ごとに来場)
定員 各回4人
参加費 1人500円

●はなふるの花で美しい花育
時間 10時～13時
定員 各回5～7人(先着)
参加費 1人1,000円

●ジュニアペリージャムづくり
時間 10時～
定員 8人(先着)
参加費 1人500円

問い合わせ ガーデンシティ恵庭(011-831-5000)

(4) 市内事業者のGHG (温室効果ガス) 見える化事業

環境省の統計資料(「市町村別二酸化炭素排出量推計」、通称「自治体カルテ」)によると、恵庭市の二酸化炭素排出量の約49%が産業部門から排出されているという推計がある一方、当該統計は全国、全道の二酸化炭素排出量から製造品出荷額等の割合で按分した推計値を用いており、全国のデータの集計実態や傾向がタイムリーに把握できない課題があります。

そのため、令和5年度より市内事業者へ個別訪問を行い、エネルギー使用量データ(温室効果ガス排出量計算システム利用事業者はシステム入力データ)の提供を依頼し、同意頂いた23社のデータを基に、二酸化炭素排出量の積み上げ推計計算について実証実験・検証を行いました。

また、推計計算の精度向上をはかるため、令和6年度は個別訪問依頼の対象を広げたところ、更に15社から当事業の参加に同意を頂き、現在、計38社の協力の下「温室効果ガスの見える化」事業を行っています。(令和6年度末現在)

3. 恵庭市ゼロカーボンロードマップ

(1) 策定の目的

令和4年6月22日に宣言された「ゼロカーボンシティ宣言」では2050年までに市内の温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成することが宣言されましたが、その中間目標として2030年（令和12年）までに2013年（平成25年）比で温室効果ガスの排出量を46%削減することを目標として定め、市域全体を対象とし、市民・事業者・市の取組を計画的に推進するための基礎となる計画を策定、その計画を基に、各施策を企画・実施することを目的としています。

(2) ロードマップの内容

策定作業を行った令和4年時点では平成25年からの比較で国の確報値から推定すると27.6%削減（3.4%/年削減）と見られることから、令和5年以降の削減率（目標値）を定めました（年率3.65%/年削減）

そしてその削減のために、令和5年～7年までに行う施策の概要をロードマップに定め、温室効果ガス排出量をより実態に近い形で可視化することから開始する内容となっています。（これまでは国の按分計算資料を基に推定値のみを指標としていた）

このロードマップは3年毎に削減量や傾向、社会情勢などから見直しを行うこととしていますが、細部については年次でも検証・見直しし、必要に応じて改定を行いながら中間目標の2030年（令和12年）の46%削減（2013年比）の達成に向け、実効性のある計画を定めていくものです。

（全内容は 巻末資料8「恵庭市ゼロカーボンロードマップ」を参照）

4. 恵庭市ゼロカーボン・アクションプラン

(1) 策定の目的

「恵庭市ゼロカーボン・アクションプラン」1. 策定の目的について より

皆さんも一度は耳にしたことがある「地球温暖化」、これは私たちの生活やそれを支える産業の発展によって排出量が増加している「温室効果ガス」によって進行していると考えられています。

国内では2020年10月に、国全体の温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとする「カーボンニュートラル」が宣言され、恵庭市においても2022年6月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素社会に向けた取組を促進し、2050年までにゼロカーボンシティの実現を目指すこととしております。

そのためには、市民・事業者の皆様と市がー丸となって取り組み、行動する必要があることから、この「アクションプラン」を策定し、私たちの生活の中でどんな事を行えばどれだけの温室効果ガスが削減されるかについて皆様に広く知っていただき、実践に繋げるための具体的な例（アクション）と削減量についてまとめました。

(2) アクションプランの内容

2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロが「ゼロカーボンシティ宣言」における最終目標ですが、その中間目標の2030年（令和12年）までにどれだけの削減量が必要か、そこに到達するには何をすればいいのかを具体で示しています。

「アクション」についてはお金をかけなくても行動を変えること、また再エネ電力への切り替え（契約変更などの手間はかかりますが）で削減目標の約9割近くを達成できるという内容で、更に設備買い替えのタイミングに合わせて省エネ・脱炭素を意識した製品を選択する事で更に多くの温室効果ガスが削減できる事をお伝えする内容です。

（全内容は 巻末資料9「恵庭市ゼロカーボン・アクションプラン」を参照）

第2節 恵庭市環境基本計画の推進

1. 第3次恵庭市環境基本計画の概要

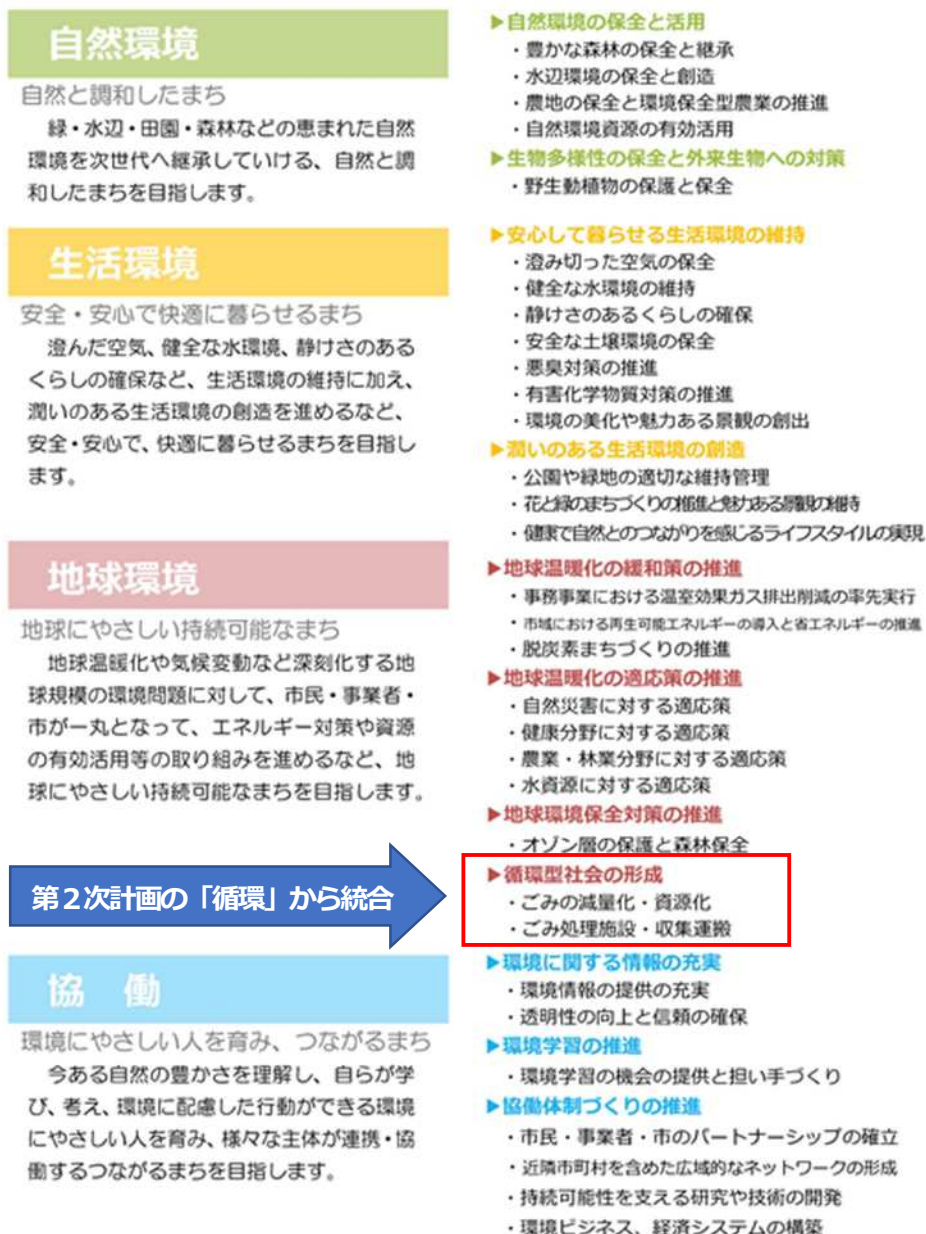
恵庭市環境基本計画は、平成9年に制定された恵庭市環境基本条例に基づいて、良好な環境の確保及び将来の世代への継承や環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築などを基本理念として策定され、直近の第2次恵庭市環境基本計画で行われていた取り組み内容と達成度の検証、新たな課題や社会情勢の変化も考慮し、令和4年6月に第3次恵庭市環境基本計画を策定（更新）しました。

また、それと同時に「地球温暖化対策実行計画区域施策編」も本計画に統合し、これまでの自然環境などの維持・保全・改善に加え、地球温暖化対策（脱炭素）についてもより詳しく記載することにより、現在の社会情勢や今後の課題に対応していく計画となりました。

第2次計画では、多様な環境問題に取り組んでいくため、環境問題を「自然環境」「生活環境」「地球環境」「循環」「協働」の5つの基本項目に沿って具体的施策や指標を設定していましたが、第3次計画では「地球環境」の効果的・効率的な推進を目的に、「地球環境」に「循環」を統合し、基本目標を4つに再編して施策を推進することとし、**望ましい環境像を「恵まれた自然と共に、安心して暮らし続けられるまち」と設定しました。**

第3次計画の計画年度は令和4（2022）年度～令和13（2031）年度の10年間です。

< 図4-1 基本目標と施策体系 > ※第3次恵庭市環境基本計画P.18より



2. 第3次環境基本計画の実施状況

第3次環境基本計画は、毎年個別施策 146 項目についてそれぞれ実施状況を以下の5つの分類にわけ確認していきます。

【実施状況の分類】

- ①個別施策について具体化されて完了したもの
- ②個別施策について具体化されて継続中のもの
- ③個別施策について具体化されて実施に向け調査中のもの
- ④個別施策について具体化されておらず未着手のもの
- ⑤個別施策について中止となったもの

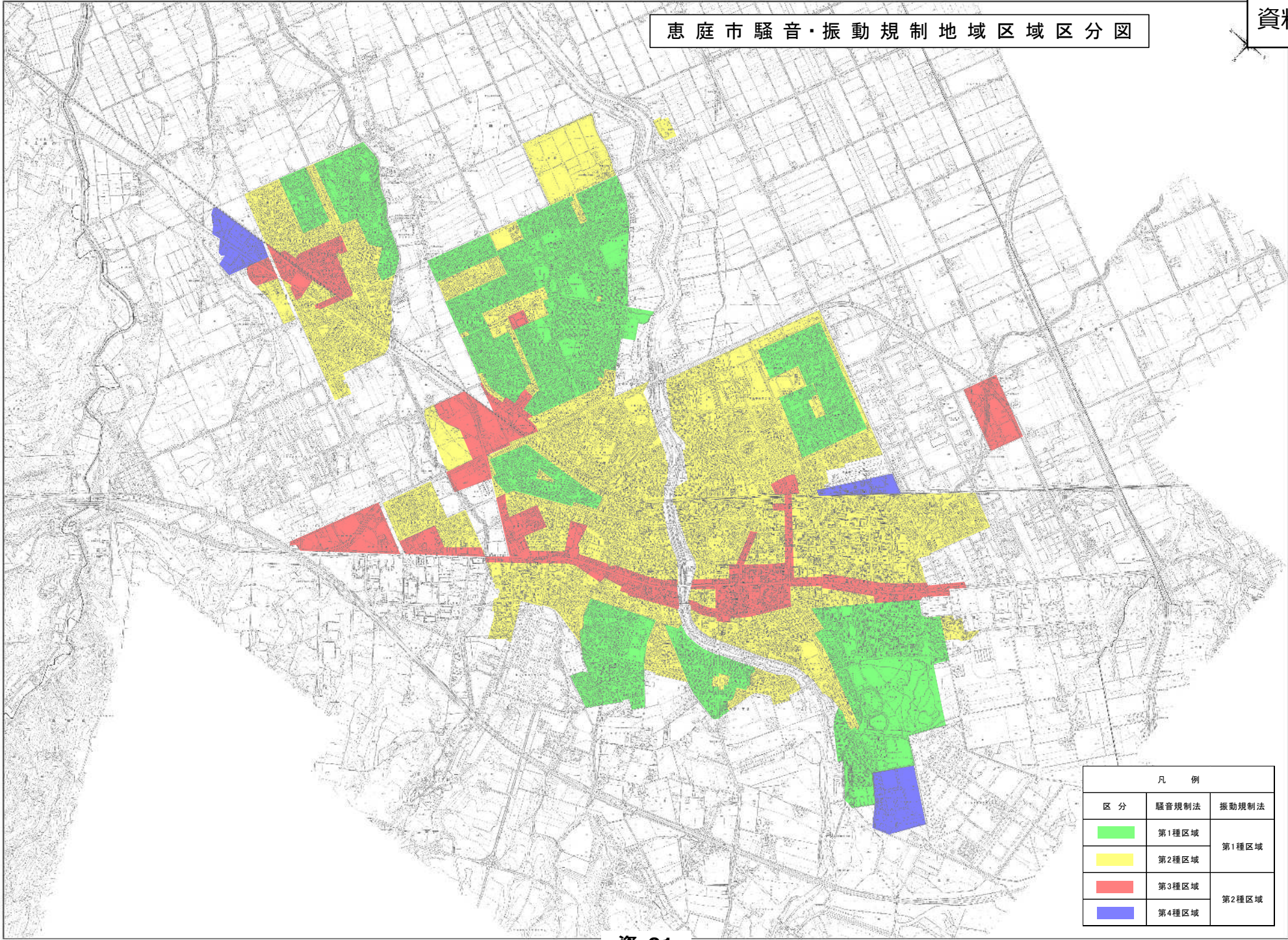
令和6年度の実施状況の取りまとめ結果は下表の通りです

施策のうち、約97%にあたる141項目の施策が「継続中」となっています。施策の性質上、完了とはならず、継続となる項目については、来年度以降も引き続き実施状況を確認し、取り組みが途切れないうち推進することが必要となります。

<表4-2.第3次環境基本計画の令和6年度の実施状況>

取組項目	項目数	進捗状況					計
		完了	継続中	調査中	未着手	中止	
1. 自然環境							
1-1 自然環境の保全	①豊かな森林の保全と継承	6		6			6
	②水辺環境の保全と創造	3		3			3
	③農地の保全と環境保全型農業の推進	5		5			5
	④自然環境資源の有効活用	2		2			2
1-2 生物多様性の保全と外来生物への対策	①生物多様性の保全と外来生物への対策	5		5			5
2. 生活環境							
2-1 安心して暮らせる生活環境の維持	①澄み切った空気の保全	1		1			1
	②健全な水環境の維持	7		7			7
	③静けさのあるくらしの確保	3		3			3
	④安全な土壌環境の保全	2		2			2
	⑤悪臭対策の推進	1		1			1
	⑥有害化学物質対策の推進	2		2			2
	⑦環境の美化や魅力ある景観の創出	3		3			3
2-2 潤いのある生活環境の創造	①公園や緑地の適切な維持管理	2		2			2
	②花と緑のまちづくりの推進と魅力ある景観の維持	4		4			4
	③健康で自然とのつながりを感じるライフスタイルの実現						
	③-1低炭素で健康な住まいの普及	2		2			2
	③-2地方移住、二地域居住の促進	1		1			1
3. 地球環境							
3-1 地球温暖化の緩和策の推進	①事務事業における温室効果ガス排出削減の率先実行	10		10			10
	②市域における再生可能エネルギーの導入拡大と省エネの推進	15		10	5		15
	③脱炭素まちづくりの推進	6		6			6
3-2 地球温暖化の適応策の推進	①自然災害に対する適応策	10		10			10
	②健康分野に対する適応策	3		3			3
	③農業・林業分野に対する適応策	4		4			4
	④水資源に対する適応策	6		6			6
3-3 地球環境保全対策の推進	①地球環境保全対策の推進	4		4			4
3-4 循環型社会の形成	①ごみの減量化・資源化	10		10			10
	②ごみ処理施設・収集運搬	8		8			8
4. 協働（情報提供・担い手づくり）							
4-1 環境に関する情報の充実	①環境情報の提供の充実	4		4			4
	②透明性の向上と信頼の確保	2		2			2
4-2 環境学習の推進	①環境学習の推進	5		5			5
4-3 協働体制づくりの推進	①市民・事業者・市の間でのパートナーシップの確立	5		5			5
	②近隣市町村を含めた広域的なネットワークの形成	3		3			3
	③持続可能を支える研究や技術の開発	1		1			1
	④環境ビジネス、経済システムの構築	1		1			1
計		146	0	141	5	0	146

卷 末 資 料

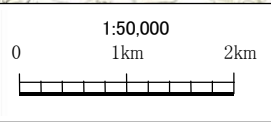
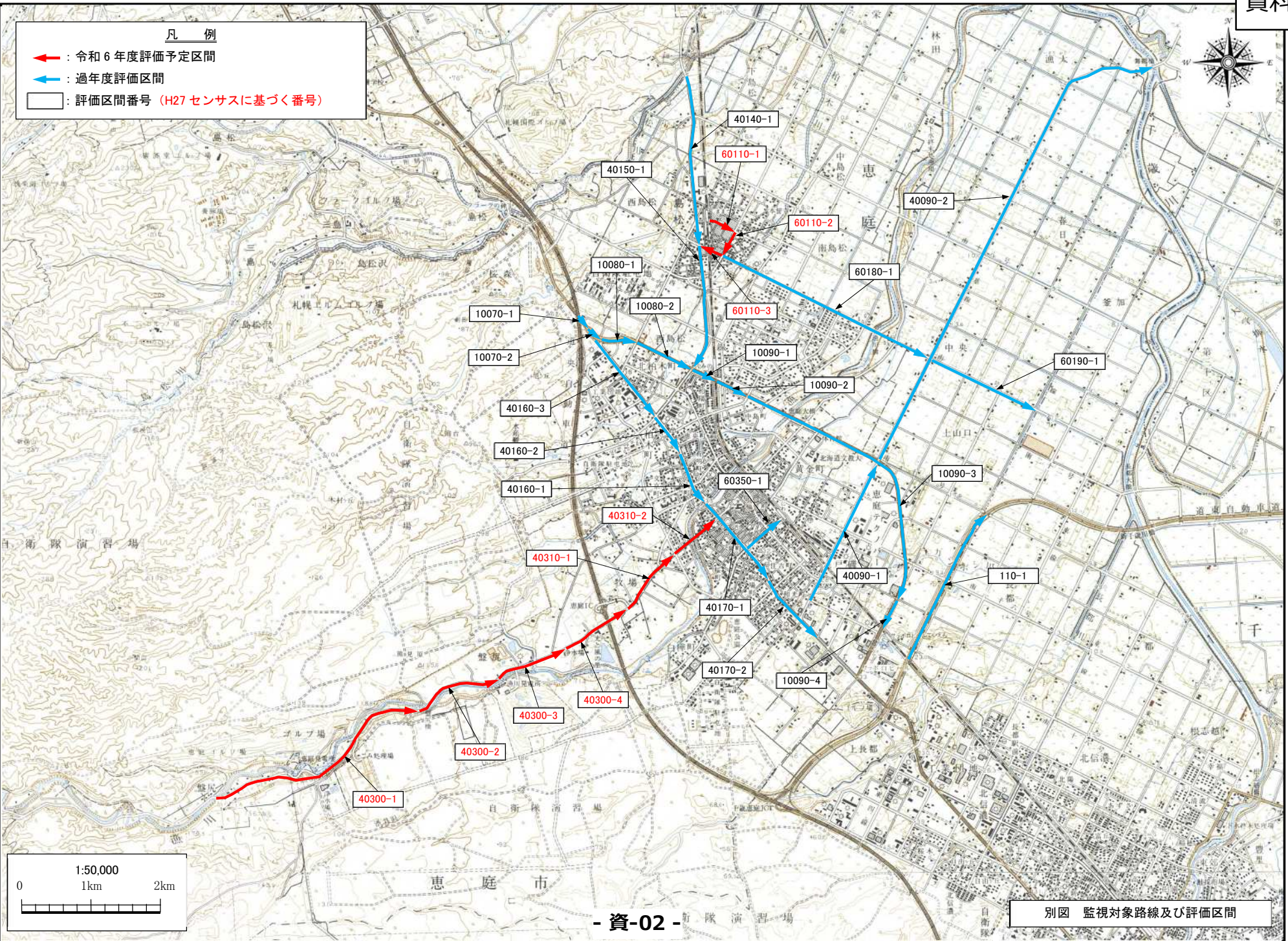


凡 例		
区 分	騒音規制法	振動規制法
■	第1種区域	第1種区域
■	第2種区域	
■	第3種区域	第2種区域
■	第4種区域	



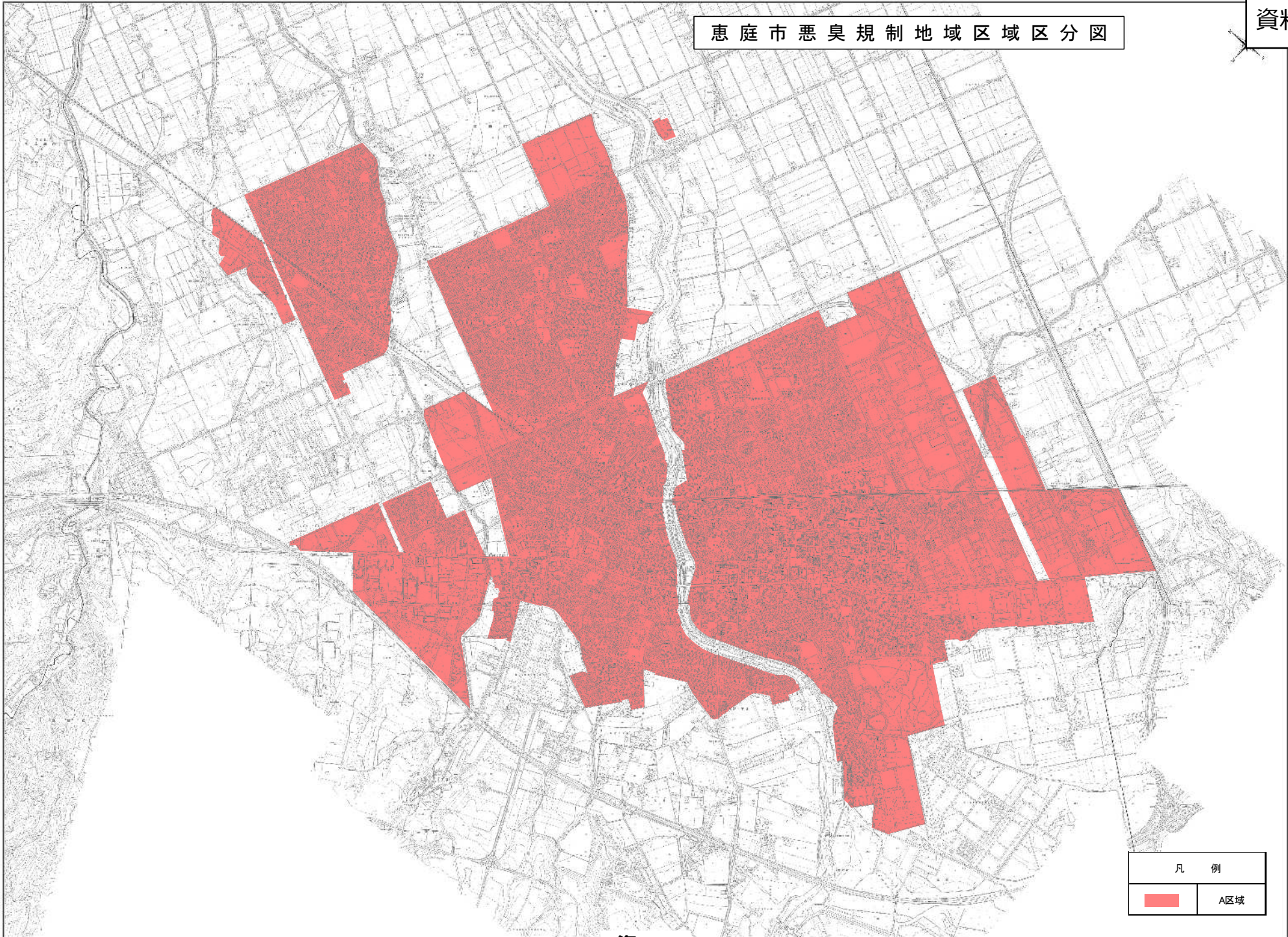
凡 例

- ← : 令和6年度評価予定区間
- ← : 過年度評価区間
- : 評価区間番号 (H27 センサスに基づく番号)



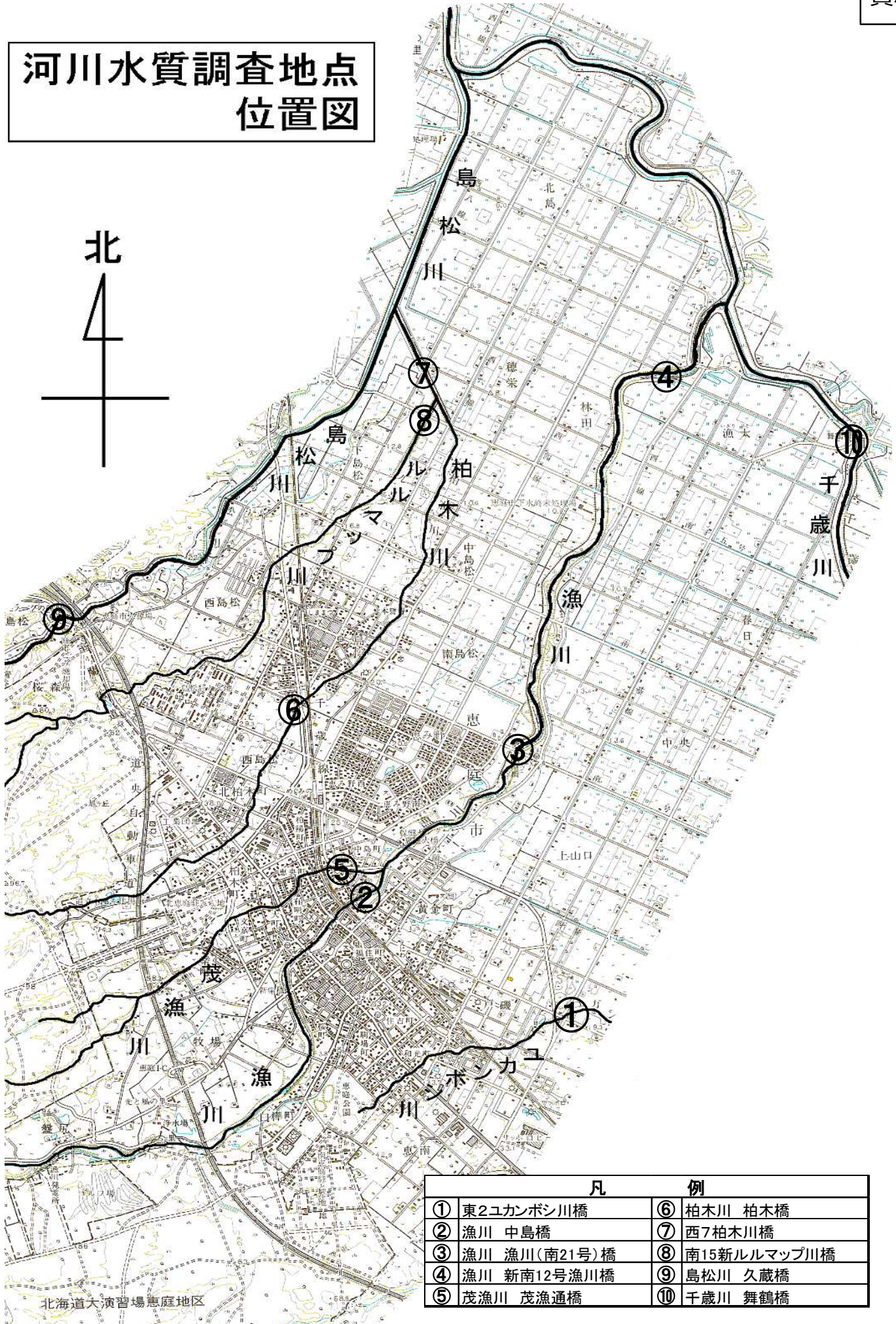
別図 監視対象路線及び評価区間

惠庭市悪臭規制地域区域区分図



凡 例	
	A区域

河川水質調査地点 位置図



令和6年度 第1回 市内河川（千水連）水質調査結果表

天候（当日）：曇り時々雨（前日）：曇り

採水年月日：令和6年4月17日

採水番号	定量下限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	備考
河川名		ユカンボシ川	漁川			茂漁川	柏木川		ルマップ川	島松川	千歳川	
採水地点		東2ユカンボシ川橋	中島橋	南21号橋	新南12号橋	茂漁通橋	柏木橋	西7線柏木川橋	南15号ルマップ川橋	久蔵橋	舞鶴橋	
採水時刻		12:34	9:15	12:12	11:20	9:34	9:56	10:57	10:38	10:15	11:42	
水温（℃）		12.0	9.5	9.5	9.5	9.5	10.0	11.0	11.5	10.0	9.5	
透視度（cm）		50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	
pH（水素イオン濃度）	小数1桁	7.4	7.6	7.4	7.3	7.3	7.3	7.4	7.5	7.7	7.4	
DO（mg/L）	0.5	10.1	11.5	11.3	10.7	12.3	12.0	10.3	11.2	12.1	10.6	
SS（mg/L）	1	3	5	8	8	2	3	4	2	2	6	
BOD（mg/L）	0.5	0.7	<0.5	0.6	1.5	0.5	0.8	0.6	0.6	<0.5	0.8	
COD（mg/L）	0.5	4.6	1.8	2.2	1.6	4.4	1.5	1.6	1.4	1.4	1.7	
大腸菌数（CFU/100mL）	0	8	47	44	23	17	14	17	13	6	10	
アンモニア性窒素（mg/L）	0.05	0.10	0.11	0.09	1.0	0.14	0.13	0.13	0.14	0.15	0.46	
全りん（mg/L）	0.003	0.570	0.005	0.006	0.032	0.008	0.020	0.018	0.011	0.005	0.110	
参考事項												

令和6年度 第2回 市内河川（千水連）水質調査結果表

天候（当日）：晴 （前日）：曇り

採水年月日： 令和6年6月12日

採水番号	定量下限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	備 考
河 川 名		ユカンボシ川	漁 川			茂漁川	柏木川		ルルマップ川	島松川	千歳川	
採水地点		東2ユカンボシ川橋	中島橋	南21号橋	新南12号橋	茂漁通橋	柏木橋	西7線柏木川橋	南15号ルルマップ川橋	久蔵橋	舞鶴橋	
採水時刻		14:03	13:38	11:48	10:28	13:18	12:24	9:21	9:55	12:48	11:08	
水温（℃）		15.0	16.9	17.0	15.1	12.7	14.1	13.0	16.5	16.0	14.1	
透視度（cm）		50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	
pH（水素イオン濃度）	小数1桁	7.0	7.7	7.5	7.3	7.6	7.4	7.4	7.8	7.8	7.7	
DO（mg/L）	0.5	10.2	9.3	10.1	9.5	11.9	10.3	10.4	11.7	10.0	11.4	
SS（mg/L）	1	2	2	3	6	1	3	4	2	3	2	
BOD（mg/L）	0.5	0.8	0.8	0.8	9.2	0.8	0.8	0.9	0.6	0.6	0.8	
COD（mg/L）	0.5	3.9	1.7	1.8	5.4	1.2	2.0	2.6	2.2	2.3	2.2	
大腸菌数 （CFU/100mL）	0	22	3	7	120	49	17	45	20	16	11	
アンモニア性窒素 （mg/L）	0.05	<0.05	0.07	0.09	3.1	0.07	0.09	0.10	0.10	0.07	0.49	
全りん（mg/L）	0.003	0.640	0.008	0.012	0.200	0.015	0.040	0.047	0.018	0.016	0.220	
参考事項												

令和6年度 第3回 市内河川（千水連）水質調査結果表

天候（当日）：晴 （前日）：曇り

採水年月日：令和6年8月7日

採水番号	定量下限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	備 考
河 川 名		ユカンボシ川	漁 川			茂漁川	柏木川		ルマップ川	島松川	千歳川	
採水地点		東2ユカンボシ川橋	中島橋	南21号橋	新南12号橋	茂漁通橋	柏木橋	西7線柏木川橋	南15号ルマップ川橋	久蔵橋	舞鶴橋	
採水時刻		14:00	9:27	13:40	11:50	9:40	10:00	11:21	11:05	10:20	12:20	
水温（℃）		19.4	20.3	23.0	21.0	13.5	15.0	18.2	20.0	17.0	22.2	
透視度（cm）		50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	
pH（水素イオン濃度）	小数1桁	7.6	7.5	7.5	7.3	7.4	7.3	7.3	8.5	7.9	7.5	
DO（mg/L）	0.5	8.7	9.4	9.1	8.2	11.8	10.1	9.3	13.2	9.6	9.2	
SS（mg/L）	1	1	2	1	5	2	2	1	3	1	3	
BOD（mg/L）	0.5	1.0	0.8	0.9	12.0	0.6	0.9	1.2	1.3	0.8	2.2	
COD（mg/L）	0.5	4.6	2.1	2.2	4.1	1.2	2.6	2.8	3.2	3.0	3.3	
大腸菌数 （CFU/100mL）	0	260	67	37	330	51	120	83	90	130	61	
アンモニア性窒素 （mg/L）	0.05	0.07	0.09	0.05	1.1	0.05	0.07	0.05	0.05	0.06	0.25	
全りん（mg/L）	0.003	0.520	0.008	0.008	0.110	0.010	0.010	0.028	0.013	0.015	0.030	
参考事項												

令和6年度 第4回 市内河川（千水連）水質調査結果表

天候（当日）：曇りのち雨 （前日）：雨のち曇り

採水年月日：令和6年10月16日

採水番号	定量下限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	備考
河川名		ユカンボシ川	漁川			茂漁川	柏木川		ルマップ川	島松川	千歳川	
採水地点		東2ユカンボシ川橋	中島橋	南21号橋	新南12号橋	茂漁通橋	柏木橋	西7線柏木川橋	南15号ルマップ川橋	久蔵橋	舞鶴橋	
採水時刻		14:45	14:14	12:05	10:50	13:55	13:07	9:52	10:18	13:37	11:27	
水温（℃）		10.4	8.7	8.9	9.0	7.0	9.2	9.8	9.8	10.4	11.0	
透視度（cm）		50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	
pH（水素イオン濃度）	小数1桁	7.3	7.5	7.5	7.3	7.5	7.4	6.9	7.4	7.5	7.4	
DO（mg/L）	0.5	9.6	11.5	11.8	10.7	13.1	10.9	7.5	12.7	10.6	9.4	
SS（mg/L）	1	2	1	2	5	<1	1	3	2	2	5	
BOD（mg/L）	0.5	0.7	0.6	0.6	4.5	<0.5	1.1	1.9	1.2	0.9	2.2	
COD（mg/L）	0.5	3.5	1.8	1.9	3.4	1.2	3.2	4.6	2.8	3.3	3.2	
大腸菌数（CFU/100mL）	0	96	88	84	88	16	200	550	200	78	240	
アンモニア性窒素（mg/L）	0.05	<0.05	0.14	0.07	1.6	0.10	0.23	0.11	0.12	0.07	0.35	
全りん（mg/L）	0.003	0.820	0.022	0.014	0.250	0.013	0.045	0.047	0.015	0.016	0.200	
参考事項												

令和6年度 第5回 市内河川（千水連）水質調査結果表

天候（当日）：雪 （前日）：曇りのち雪

採水年月日：令和6年12月11日

採水番号	定量下限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	備 考
河 川 名		ユカンボシ川	漁 川			茂漁川	柏木川		ルマップ川	島松川	千歳川	
採水地点		東2ユカンボシ川橋	中島橋	南21号橋	新南12号橋	茂漁通橋	柏木橋	西7線柏木川橋	南15号ルマップ川橋	久蔵橋	舞鶴橋	
採水時刻		15:30	15:03	12:50	11:35	14:47	13:48	10:41	11:06	14:15	12:10	
水温（℃）		8.2	2.0	2.8	3.7	6.2	5.5	4.8	4.9	2.7	3.8	
透視度（cm）		50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	50<	
pH（水素イオン濃度）	小数1桁	7.3	7.5	7.4	7.2	7.4	7.3	7.3	7.6	7.7	7.4	
DO（mg/L）	0.5	10.6	14.1	14.4	12.8	12.5	12.5	12.6	14.6	13.7	12.0	
SS（mg/L）	1	1	<1	1	2	3.00	<1	1	3	<1	5	
BOD（mg/L）	0.5	0.7	0.6	0.7	1.5	<0.5	1.0	0.7	1.1	1.2	1.2	
COD（mg/L）	0.5	2.8	1.0	1.0	2.5	1.2	1.6	1.7	2.0	1.4	1.0	
大腸菌数 （CFU/100mL）	0	2	15	2	10	7	13	7	15	1	5	
アンモニア性窒素 （mg/L）	0.05	0.59	<0.05	<0.05	2.4	0.15	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.29	
全りん（mg/L）	0.003	0.990	0.003	0.006	0.120	0.015	0.025	0.014	0.014	0.009	0.094	
参考事項												

令和6年度 第6回 市内河川（千水連）水質調査結果表

天候（当日）：雪 （前日）：曇りのち雪

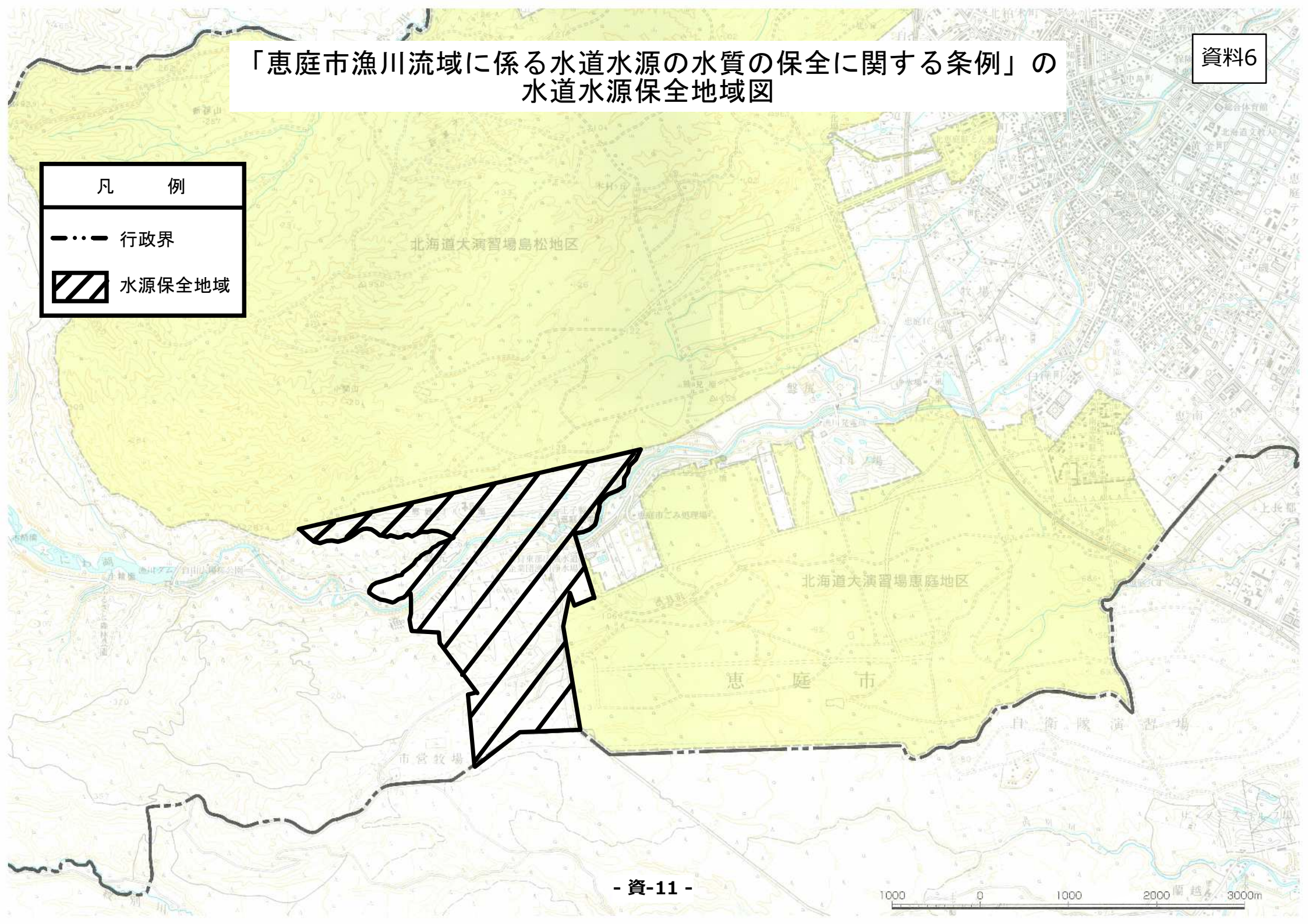
採水年月日：令和7年2月12日

採水番号	定量下限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	備 考
河 川 名		ユカンボシ川	漁 川			茂漁川	柏木川		ルマップ川	島松川	千歳川	
採水地点		東2ユカンボシ川橋	中島橋	南21号橋	新南12号橋	茂漁通橋	柏木橋	西7線柏木川橋	南15号ルマップ川橋	久蔵橋	舞鶴橋	
採水時刻		16:12	15:41	13:04	11:50	15:18	14:25	10:47	11:15	14:50	12:18	
水温（℃）		1.6	-3.4	-1.3	-1.5	2.2	0.2	-2.0	-0.2	-2.6	-2.0	
透視度（cm）		20	50<	50<	50<	50<	22	50<	50<	50<	50<	
pH（水素イオン濃度）	小数1桁	7.4	7.3	7.4	7.2	7.4	7.3	7.4	8.2	7.8	7.5	
DO（mg/L）	0.5	13.6	14.3	14.5	13.7	13.0	12.9	14.2	17.4	13.6	11.7	
SS（mg/L）	1	18	4	1	2	3	16	3	1	2	2	
BOD（mg/L）	0.5	1.6	0.5	<0.5	1.4	<0.5	1.3	0.5	0.5	1.0	1.2	
COD（mg/L）	0.5	5.4	1.7	1.2	2.8	1.3	4.8	2.2	1.7	1.8	2.2	
大腸菌数 （CFU/100mL）	0	73	140	8	5	11	160	2	1	21	<1	
アンモニア性窒素 （mg/L）	0.05	0.11	0.18	<0.05	3.3	0.16	0.10	0.13	0.16	<0.05	0.30	
全りん（mg/L）	0.003	0.360	0.013	0.009	0.190	0.019	0.053	0.018	0.011	0.017	0.110	
参考事項												

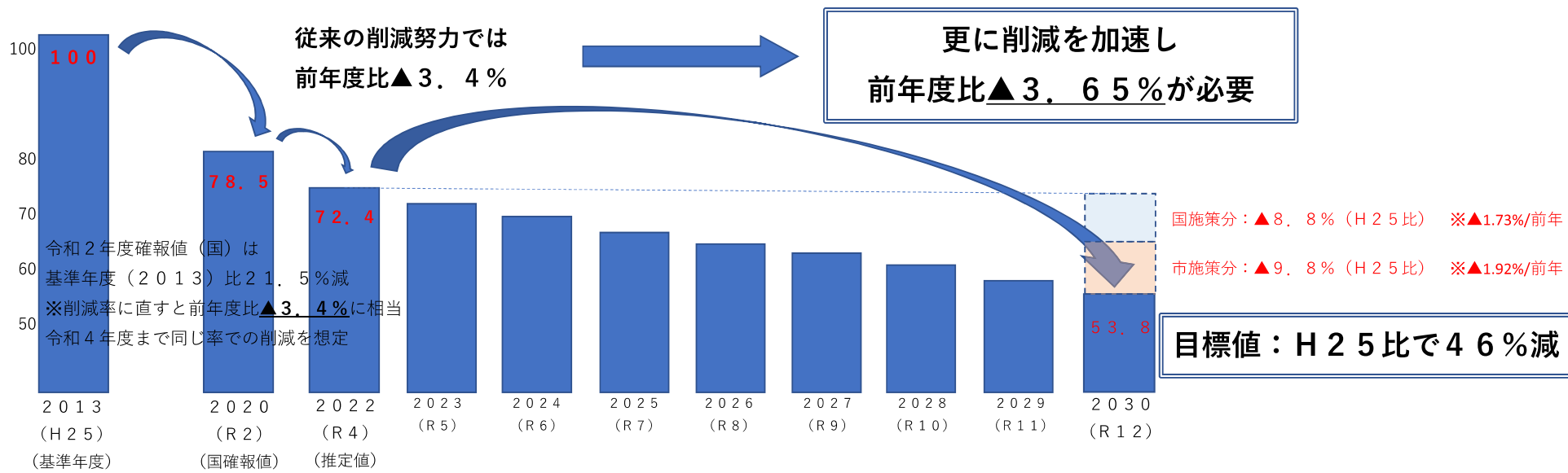
「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」の 水道水源保全地域図

凡 例

- 行政界
- ▨ 水源保全地域



① 目標値（2030年度）達成のための温室効果ガスの削減率・削減量設定



○R5（2023）～ 温室効果ガスの前年比削減率（目標値） 内訳 削減率（前年比：%）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
合計	▲3.65%	▲3.65%	▲3.65%	▲3.65%	▲3.65%	▲3.65%	▲3.65%	▲3.65%
国の施策分（エネルギー関係）	▲1.73%	▲1.73%	▲1.73%	▲1.73%	▲1.73%	▲1.73%	▲1.73%	▲1.73%
クールチョイス	▲1.92%	▲1.92%	▲1.92%	▲1.92%	▲1.92%	▲1.92%	▲1.92%	▲1.92%
従前分（国・道・市）	▲1.67%	▲1.67%	▲1.67%	▲1.67%	▲1.67%	▲1.67%	▲1.67%	▲1.67%
更なる推進分	▲0.25%	▲0.25%	▲0.25%	▲0.25%	▲0.25%	▲0.25%	▲0.25%	▲0.25%

○R5（2023）～ 温室効果ガスの削減量（目標値） 内訳

部門	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
産業	更なる推進分： 640 t/年（総削減分 9,300 t/年）							
業務	更なる推進分： 200 t/年（総削減分 2,900 t/年）							
運輸	更なる推進分： 170 t/年（総削減分 2,500 t/年）							
家庭	更なる推進分： 270 t/年（総削減分 3,900 t/年）							
計	更なる推進分： 1,280 t/年（総削減分 18,600 t/年）							

【考え方】基準数値～国確認値（環境省公表値）を採用する理由

○従来の区域施策編などでは産業出荷額の按分により温室効果ガスの排出量を「推定値」としていた
⇒工場誘致と産業活性化している都市の数字が実態とかい離する
※出荷額が好調な企業は削減努力分を数字上打ち消してしまう

○「確認値」は環境省が国全体の排出量を公表しているものであり、現年度から2年前の数字だが、区域施策編（市町村まで按分されたもの）については現年度から4年遅れの数字となる
※計画策定・見直し時の数字とするには「タイムリーではない」
⇒「本市の温室効果ガス削減量」は「国が示す全体の削減量（H25比）」（確認値）を基に考える事が妥当である

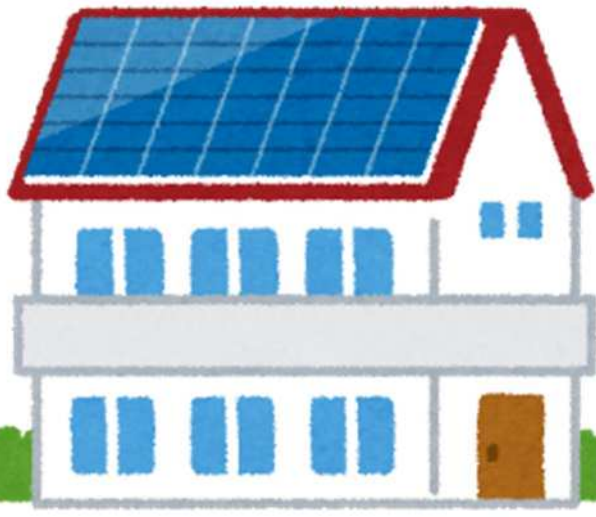
② 2030年度に向けたロードマップ ※更なる推進▲0.25%分

	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8以降 2026~	
産業 業務 運輸	【事前準備】 (A) 事業者アンケート実施 ⇒市内企業（工業クラブ）へアンケート調査を行い、現行で実施されている省エネ策、温室効果ガス排出量把握状況等を調査 「見える化促進モデル事業」の検討及び事業者の参加確認 ・R5以降の事業計画作成	温室効果ガス削減量（目標値） 産業：640t/年 業務：200t/年 運輸：170t/年 計1,010t/年			※①～⑥については施策、事業の流れを表すもの 施策内容：R5～R7の3年間実施状況を踏まえて3年毎の見直しを基本とする 削減量：対前年△3.65%	
		市	(A') 事業者の温室効果ガス排出量見える化促進モデル事業 【導入支援・情報収集・サポート】 ・システム導入依頼、支援、データ収集 ※参加企業数：23社（恵庭工業クラブ26社）（内3社システム導入） ・企業の省エネ診断募集（診断士派遣） ⇒すぐに取り組む事が可能な項目の実施要請 ・事業者への削減計画の提出依頼 ・事業者補助施策導入のサポート ・啓発イベントへの参加要請	【実施・サポート】 ・施策周知、対象企業拡大 ※参加対象企業数（想定）：約40社（恵庭工業クラブ（継続）、商工会議所会員企業など） ・エネルギー使用量データ収集 ・企業の省エネ診断募集（診断士派遣） ⇒より詳細な診断、分析と削減策提案 ・事業者への削減計画の提出依頼 ・事業者補助施策導入のサポート ・啓発イベントへの参加要請		【実施・サポート】 ・施策周知、対象企業拡大 ※参加対象企業数（想定）：約40社（恵庭工業クラブ（継続）、商工会議所会員企業など） ・エネルギー使用量データ収集 ・企業の省エネ診断募集（診断士派遣） ⇒より詳細な診断、分析と削減策提案 ・事業者への削減計画の提出依頼 ・事業者補助施策導入のサポート ・啓発イベントへの参加要請 ・施策の検証・見直しに向けた検討
		機関等	【各種サービスの提供】 ・「温室効果ガス見える化」システムの利用権提供 ・脱炭素セミナーの開催 ・導入企業への融資提案、脱炭素工程表と行動計画策定の支援			
		事業者	【システム導入・情報提供】 ■対象：工業クラブ26社 ・「温室効果ガス見える化」システム導入、利用、情報提供 ・啓発イベントへ参加	【施策の実践・自主改善】 ・削減計画の設定、提出、実施 ・「省エネ診断」を基に自社削減策の実施 ・事業者補助施策の申請、実施 ・啓発イベントへの参加		【施策の実践・自主改善】 ・削減計画の設定、提出、実施 ・「省エネ診断」を基に自社削減策の実施 ・事業者補助施策の申請、実施 ・啓発イベントへの参加
家庭	【事前準備】 (B) 行動計画（アクションプラン）の作成 ⇒市の事業実施方針やアプローチ方法を定めた行動計画（アクションプラン）作成 ・R5以降の事業計画作成	温室効果ガス削減量（目標値） 家庭：270t/年			※①～⑥については施策、事業の流れを表すもの	
		市	(B') ゼロカーボンに向けた市民の行動喚起事業 【調査・分析・施策策定】 ・アクションプランの周知 ・道アプリの利用喚起 ・啓発イベントの実施 ・ナッジ手法に基づく施策の準備（無作為抽出の1000世帯に調査+モニター募集（目標数40世帯以上））、アンケート等によるデータ収集、分析、実施への課題抽出、効果的施策の検討 ・道アプリ利用目標数検討、設定	【施策展開・見直し】 ・アクションプランの見直し・改訂検討 ・インセンティブシステムの設計、運用方針決定 ・啓発イベントの実施 ・ナッジ手法に基づく分析・評価を基に「削減効果の大きい行動」の抽出、市域へ全体への普及手法の検討・実施		【施策継続・見直し】 ・アクションプランの見直し・改訂検討 ・インセンティブシステムの運用 ・啓発イベントの実施 ・ナッジ手法に基づく分析・評価を基に「削減効果の大きい行動」を市域全体へ普及、実施を促進 ・施策、展開手法の検証、見直しに向けた検討
		【効果検証・施策検討など】 ・産学官参加型の「環境審議会部会」の設置検討、立ち上げ、運営 【学習・意識醸成】 ・先進事業者による講演会、パネルディスカッション等の開催				
		(C) 「環境エネルギー展」※イベントでも市民向け施策のモニター募集、「うちエコ診断」、「アクションプラン賛同書」 etc.の啓発事業				
市民	【行動開始・継続】 ・「アクションプラン」に基づく省エネ行動の実践 ・道アプリの利用参加 ・啓発イベント等への参加	【行動継続・新施策の実践】 ・「アクションプラン」に基づく省エネ行動の実践 ・啓発イベント等への参加 ・ナッジ手法に基づく施策の実践	【行動継続・新施策の実践】 ・「アクションプラン」に基づく省エネ行動の実践 ・啓発イベント等への参加 ・ナッジ手法に基づく施策の実践 ・インセンティブシステムへの利用参加、活用による家庭の温室効果ガス排出量見える化			

恵庭市ゼロカーボン



アクションプラン



もくじ

・ 1. 「アクションプラン」策定の目的について	P. 1
・ 2. 私たちの暮らしと地球温暖化	P. 1
・ 3. 望ましい環境像の実現に向けて	P. 1
・ 4. 普段の暮らしの中で、どれくらい減らせばいいの？	P. 2
・ 5. 何をすればどれだけのCO ₂ を減らせるの？ ～ ゼロマスターへの道 ～	P. 3
・ 「ゼロカーボン・アクション」チェックリスト あなたの「ゼロマスター」達成度は？	P. 4
・ ゼロマスターへの道 Point 1&2	P. 6
・ 省エネ住宅・再エネのお得な導入のススメ その1 ～ 補助金などの活用で「ZEH（ゼッチ）」を建てよう その2 ～ まとめ買いでお得に「みんなのおうちに太陽光」 その3 ～ 初期費用負担ナシ「0円ソーラー」で太陽光発電導入	P. 7
・ 付録. エネルギー使用量記録表	P. 10

作成 : 恵庭市 生活環境部 脱炭素推進課
令和5年5月

問合せ先 : 0123-33-3131 (内線 1141)
datsutanso@city.eniwa.hokkaido.jp

1. 「アクションプラン」策定の目的について

皆さんも一度は耳にしたことがある「地球温暖化」、これは私たちの生活やそれを支える産業の発展によって排出量が増加している「温室効果ガス」によって進行していると考えられています。

国内では2020年10月に、国全体の温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとする「カーボンニュートラル」が宣言され、恵庭市においても2022年6月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素社会に向けた取組を促進し、2050年までにゼロカーボンシティの実現を目指すこととしております。

そのためには、市民・事業者の皆様と市が一丸となって取り組み、行動する必要があることから、この「アクションプラン」を策定し、私たちの生活の中でどんな事を行えばどれだけの温室効果ガスが削減されるかについて皆様に広く知っていただき、実践に繋げるための具体的な例（アクション）と削減量についてまとめました。

2. 私たちの暮らしと地球温暖化

地球の大気中にある二酸化炭素やメタンなどの気体は「温室効果ガス」と呼ばれ、地球に届いた太陽の熱や私たちが生活の中で出す熱を逃がしにくい性質を持っています。

そのため、大気中に適度な割合で含まれている場合は地球の温度を保つ役割をしていますが、産業革命（18～19世紀頃）以降、温室効果ガスが急激に増えたことで、以前より多くの熱が蓄えられ、地球の気温が上がっています。これが「地球温暖化」です。



産業革命前から現在の世界の気温を比較すると、既に約1℃上昇しています

「地球温暖化」が進むことによって、異常気象（高温、豪雨など）の発生が増加し、私たちが安全に生活できる環境が失われる危険が大きくなるとされており、世界各地でも地球温暖化の進行によって起こっていると考えられる異常気象が増加しています。

3. 望ましい環境像の実現に向けて

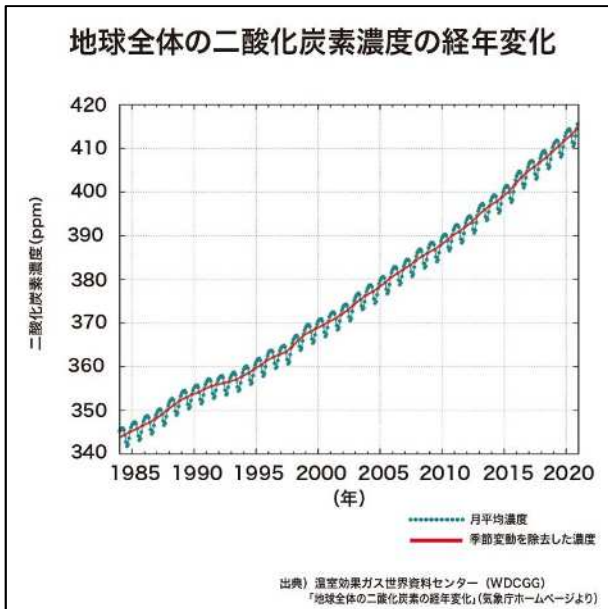
第3次恵庭市環境基本計画では「恵まれた自然と共に、安心して暮らし続けられるまち」として自然環境を次世代へ継承することを長期的目標となる環境像として定めています。その実現のためにも多様な環境問題に対して、市民・事業者・市が一丸となって適切に対応していくことが我々の責務です。

地球の気温を上げる代表的な温室効果ガスは二酸化炭素（CO₂）だと言われています。その多くは石油や石炭、天然ガスなどの「化石エネルギー」を使うことで排出されます。

地球温暖化を防止するために私たちが暮らしの中でできることは、「使うエネルギーを減らすこと（省エネ）」と「太陽光などの再生可能エネルギー（再エネ）を創ること」です。

私たちは今、将来的にCO₂の排出を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて動き出しています。

恵庭市は2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするを目標とする「ゼロカーボンシティ宣言」をしました。（2022年6月22日）



○「二酸化炭素濃度」ってなに？

二酸化炭素が大気中に含まれている割合を「二酸化炭素濃度」といいます。

産業革命以前の 1750 年と比べると、地球全体の二酸化炭素濃度はおよそ 49%増加していると考えられています。

4. 普段の暮らしの中で、どれくらい減らせばいいの？

恵庭市で排出される CO₂ は 6 万 4 千 t/年。

このうち、私たちの家庭からの排出が 1 万 5 千 4 百 t/年を占めています。つまり、約 23%が私たちの普段の暮らしの中から排出されています。

恵庭市では、2030 年度の排出量を 2013 年度比で 46%削減することを目標としているため、2030 年度までに 6 万 4 千 t/年の CO₂削減が必要となり、これは 1 世帯あたり 1,895kg/年に相当します。



2030 年までに 1 世帯あたり 1,895 kg の削減が必要です。 ※2013 年比・年間排出量

○2030 年までの CO₂削減目標 (排出量の出典：環境省 令和 2 年度 自治体排出量カルテ)

	2013 (実績)	2020 (実績)	2030 (目標)	必要な削減量 (市内全家庭)	必要な削減量 (世帯あたり)
恵庭市の家庭部門での CO ₂ 排出量	16 万 7 千 t/年	15 万 4 千 t/年	9 万 t/年	6 万 4 千 t/年	1,895kg/年
削減率 (2013 比)		-7.8%	-46%		

世帯数は 2020 年 3 月末現在です (33,779 世帯)

◇約 237 kg/年の CO₂削減を積み上げる必要があります

○年間の積み上げ量を表にすると…

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
削減量 (kg/年) ※毎年約237kg ずつ積み上げ	237	474	711	948	1,185	1,422	1,659	1,895

目標値

○積み上げる「アクション」の組み合わせ例

※ P. 4～5に掲載の「ゼロカーボン・アクション」チェックリストを参照してください

☆ 1年目

項目	削減量 (kg/年)
エコドライブの実施	117.3
間隔を空けずに入浴する	85.7
ウォームビズ (家庭)	35.3
計	238.3

目標達成!

☆ 2年目 (1年目の項目を継続しながら…)

項目	削減量 (kg/年)
1年目から継続しているアクション	238.3
近距離通勤 (5km未満) は自転車・徒歩通勤に	161.6
温水洗浄便座の設定温度は適切に	30.1
シャワーは不必要に流したままにしない	28.7
冷蔵庫にものを詰め込みすぎない	21.4
計	480.1

目標達成!

5. 何をすればどれだけのCO₂を減らせるの? ～ ゼロ (カーボン) マスターへの道 ～

地球温暖化が進んでいる、CO₂が増えている、家庭からもかなりの量が出ている、たくさん減らさなければ… etc.

では、私たちの生活で何をすればどれだけのCO₂を減らせるのか、その代表的な「ゼロカーボン・アクション」と「CO₂削減効果」「節約額」をチェックリストにまとめました。

身の回りの生活習慣を少し変えるだけで取り組むことができる「アクション」から、費用がかかりますが効果が大きい「アクション」まで、CO₂を削減する「アクション」はたくさんあります。

目指せゼロマスター!

あなたの暮らしのCO₂削減量を測ってみよう

・暮らしの中で実践できる「ゼロカーボン・アクション」を次のページに記載しています。

費用がかかるものからかからないものまでたくさんのアクションがあります。

- ① 『すでにやっている』、『これからやる予定』の項目の「A. 実施」欄に○をつけてみましょう
- ② 「○」を付けた項目の「CO₂削減効果」を合計して「B.あなたの削減状況」に記入しましょう
- ③ ②で記入した数値が、あなたの暮らしのCO₂削減量です

さあ、できる事から取り組んで「ゼロマスター」を目指しましょう!

「ゼロカーボン・アクション」 チェックリスト

○各アクションの出典元：環境省・資源エネルギー庁 Web サイト
東京都「家庭の省エネハンドブック」等

区分	アクション	説明	CO2削減効果 (kg/年)	節約額 (円/年)	A.実施
消費・日常生活	間隔をあけずに入浴する	2時間の放置により4.5℃低下した湯(200L)を追い焚きする場合(1回/日)	85.7	6,190	
	電気ポットはこまめにプラグを抜く。	満タンの水2.2Lを入れ沸騰させ、1.2Lを使用後、6時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させて使用した場合の比較	52.4	3,330	
	石油ファンヒーターは必要な時だけつける	1日1時間運転を短縮した場合(設定温度:20℃)	41.5	1,470	
	ガスファンヒーターは必要な時だけつける	1日1時間運転を短縮した場合(設定温度:20℃)	30.3	2,150	
	温水洗浄便座の設定温度は適切に	設定温度を「強」から「中」にした場合(周囲温度22℃)	30.1	1,910	
	ごみの削減(分別収集・3R)	マイボトル、マイバッグの利用、分別などにより容器包装プラスチック等のごみを削減する	28.8	3,784	
	シャワーは不必要に流したままにしない。	45℃の湯を流す時間を1分間短縮した場合	28.7	3,210	
	石油ファンヒーターの設定温度を20℃に	外気温度6℃の時、暖房の設定温度を21℃から20℃にした場合(使用時間:9時間/日)	25.4	880	
	ウォームビズ(家庭)	冬期の暖かい服装等により暖房の設定を適切な室温にする	35.3	3,338	
	クールビズ(家庭)	夏期の軽装等により冷房の設定を適切な室温にする	5.3	566	
	冷蔵庫は壁から離して設置	上と両側が壁に接している場合と片側が壁に接している場合の比較	22.0	1,400	
	冷蔵庫にものを詰め込みすぎない	詰め込んだ場合と、半分にした場合の比較	21.4	1,360	
	洗濯乾燥はまとめて回数を減らす	定格容量(5kg)の8割を入れて2日に1回使用した場合と、4割ずつに分けて毎日使用した場合の比較	20.5	1,300	
	食器を洗うときは給湯器の設定温度を低温に	65Lの水道水(水温20℃)を使い、給湯器の設定温度を40℃から38℃に下げ、2回/日手洗った場合(使用期間:冷房期間を除く253日)	19.7	1,430	
	バイオマスプラスチック製品の購入	従来のプラスチックに代わり、環境に配慮したバイオマスプラスチックを使った製品を購入する	19.2	—	
	使わないときは温水便座のフタを閉める	フタを閉めた場合と、開けっぱなしの場合の比較(貯湯式)	17.0	1,080	
	エアコンのフィルターを月に1回か2回清掃	フィルターが目詰りしているエアコン(2.2kW)とフィルターを清掃した場合の比較	15.6	990	
	使わないときはデスクトップPCの電源を切る	使用時間を1日1時間減らした場合	15.4	980	
	テレビを見ないときは消す(視聴時間を短くする)	液晶テレビ(32V型)を見る時間を1日1時間減らした場合	8.2	520	
	テレビ画面の輝度を調整する	液晶テレビ(32V型)の画面の輝度を最適(最大→中間)にした場合	15.4	980	
野菜の下ごしらえに電子レンジを活用	●果菜(ブロッコリー、カボチャ)の場合【ガスコンロから電子レンジに変えた場合】	13.0	1,000		
	●葉菜(ほうれん草、キャベツ)の場合【ガスコンロから電子レンジに変えた場合】	12.2	940		
	●根菜(ジャガイモ、里芋)の場合【ガスコンロから電子レンジに変えた場合】	10.5	860		
暖房便座の温度は低めに	便座の設定温度を一段階下げた(中→弱)場合(貯湯式)(冷房期間はオフ)	12.9	820		
食品ロス削減		5.4	8,900		
移動	エコドライブの実施	ふんわりアクセル、加減速の少ない運転などのエコドライブを実施する	117.3	9,365	
	近距離通勤(5km未満)は自転車・徒歩通勤に	近距離通勤の場合、通勤手段を自動車から自転車・徒歩通勤に見直す	161.6	11,782	
	5km以上の通勤も月1回は公共交通機関に	通勤手段を自動車から公共交通機関に見直す	35.1	—	

費用がかからず手軽に取り組めるもの

区分	アクション	説明	CO2削減効果 (kg/年)	節約額 (円/年)	A.実施	
住宅・設備	家庭エコ診断の実施	家庭のエコの専門家からアドバイスをもらい省エネに取り組む。恵庭市では市内のイベント等で「省エネ診断会」を実施しています。	31.5	4,185		
	LED等高効率照明の導入	おうちの電球をLEDなどの高効率照明に切り替える	27.2	2,876		
	電力排出係数の改善	再エネ電力に切り替える	777.0	—		
	節水設備の導入（ガス使用量削減）	節水シャワーヘッド、節水型のトイレへの交換、蛇口への節水アダプタの設置、節水効果の高いドラム式洗濯機の導入等を行う	104.7	13,977		
	冷蔵庫の買い替え	省エネ性能の高い冷蔵庫に買い替える	107.8	11,413		
	エアコンの買い替え	省エネ性能の高いエアコンに買い替える	69.8	7,388		
	高効率給湯器の導入	ヒートポンプ式給湯器を導入する		525.6	35,394	
		家庭用燃料電池を導入する		163.8	13,977	
		潜熱回収型給湯器を導入する		70.9	6,161	
	太陽光発電システムの設置	おうちに太陽光発電設備を設置する	919.8	53,179		
	スマート節電（HEMS導入）	エネルギー使用量の表示・管理システム（HEMS）やIoT家電を使って節電する	87.5	9,268		
	次世代自動車の購入	自動車購入時に、次世代自動車（FCV、EV、PHEV、HV）を選択する	610.3	75,152		
	省エネ住宅への引っ越し・断熱リフォーム	・省エネルギー基準を満たした住宅に引っ越す ・断熱性能の高い窓ガラスやサッシへの交換等の断熱リフォームを実施する	1130.7	94,475		
ZEHに住む	『高断熱』×『創エネ（太陽光発電など）』でエネルギー消費量を実質ゼロにする住宅「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」に住む	2551.0	152,280			

費用がかかるもの

①	B.あなたの削減状況	
②	2030年までの目標値(1世帯あたり)	
②-①	目標まであと	

★★★ あなたの「ゼロマスター」達成度は… ★★★

①の合計が

0～500 ゼロビギナー まだまだできることがあります、頑張りましょう
501～1,800 ゼロレギュラー あと一歩、きっと達成できますよ
1,801～ ゼロマスター **（ほぼ）目標達成！すごい削減です！**

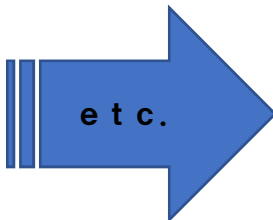
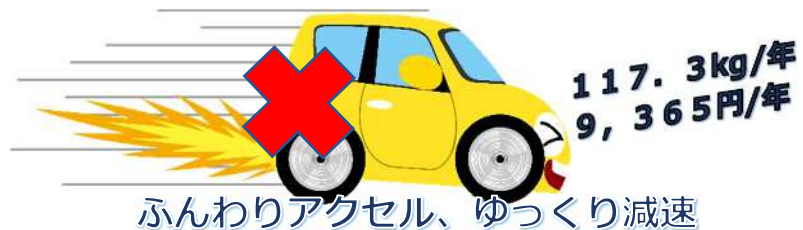
※なお、表中の「CO2削減効果」「節約額」は、作成時点（令和5年5月）で各引用元より、平均的な家庭のエネルギー消費量及び料金との比較から、削減される「想定（参考）値」です。

エネルギー料金等の変動により、作成時の削減額とは異なる場合があります。

ゼロマスターへの道

Point 1. お金をかけなくてもできることから 行動だけでも目標の90%程度（※）達成可能

チェックリストの緑色のアクションは、設備等も不要でお金がかからずにすぐにできるものです。これらをすべて実施し、LED 照明や再エネ電力に切り替えた場合、1,741kg-CO₂（目標比 91.8%）の削減が見込まれます。



お金をかけずに 1,741kg
削減！（目標の約90%）

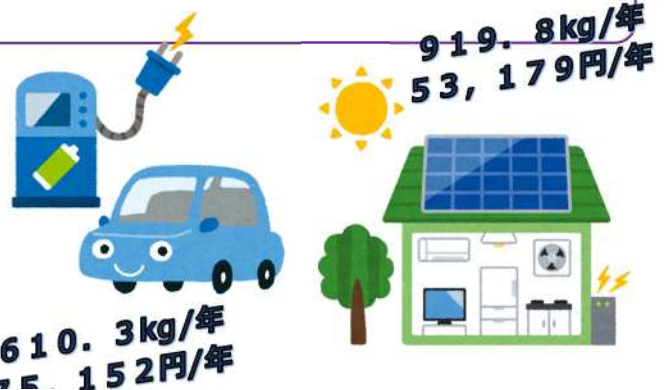
ゼロマスターへの道

Point 2. 再エネや次世代車の導入は効果が高い

チェックリストの青色のアクションは、高性能な住宅や車の購入によるもので効果が高い項目です。初期費用がかかりますが、その後の光熱費等は抑えられます。今後、新築の予定がある方や車の購入予定がある方は積極的に検討してみましょう。

更に削減するには…

買い替え・建て替え
の際にぜひ検討を



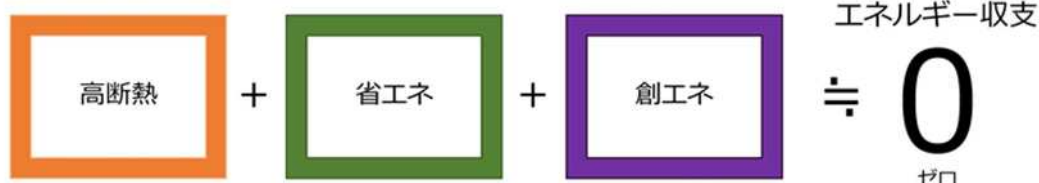
省エネ住宅・再エネをお得に導入する方法もあります

その1

補助金などの活用で「ZEH（ゼッチ）」を建てよう

(1) ZEHってなに？

「ZEH（ゼッチ）」は「ゼロ・エネルギー・ハウス」の略で、「高断熱」による「省エネ」と太陽光発電などでの「創エネ」を組み合わせ、暮らして使うエネルギーと家が創り出すエネルギーの差し引きをゼロとする家です。



(2) 道内の動向

北海道で着工した新築の注文住宅、建売住宅のうち、令和2年度は15%、令和3年度は19%がZEHシリーズでした。

(3) 申し込み、手続きは？

環境省、経済産業省、国土交通省、一般社団法人「環境共創イニシアチブ（SII）」などの機関、団体が実施しています。補助金制度の申し込みは ①施工業者（住宅メーカーなど）経由 または ②ご自身で 各実施機関・団体に行います。計画されている新築・リフォーム内容が補助の対象になるかは、各機関や団体のWebサイトの最新情報を確認する他、作業を依頼する施工業者へお問合せください。

ZEH 補助金



で検索！ または 住宅施工業者へお問合せください。

また、ZEHについては経済産業省のWebサイトで公開されている「省エネポータルサイト」にて、戸建てや集合住宅などの住宅の形態によって活用できる補助金制度の案内が掲載されています。

その1のつづき

ZEHの種類別の各補助金制度一覧はウラ面へ



その2

まとめ買いでお得に「みんなのおうちに太陽光」

「みんなのおうちに太陽光」とは？

北海道が実施している事業で、ご近所など複数の家庭で太陽光パネルを一括購入することで「割り勘効果」により割安で購入・設置をすることができる制度です。

令和4年度実績：744世帯が共同購入で「お得に」購入しました



みんなのおうちに太陽光

太陽光パネル	太陽光設備+蓄電池	蓄電池
6.035kW - 7.1kW	6.035kW 6.5kWh	6.5kWh
13.5% - 21.0% 割引	15.8% - 19.8% 割引	6.5kWh

申込・手続きは？

検索サイトで「みんなのおうちに太陽光 北海道」と検索し、掲載されている最新情報をご確認ください。各年度の受付を開始した際に「お知らせ」が来るように登録もできます。



登録でお得情報を逃さずゲット！

みんなのおうちに太陽光 北海道



← 掲載されている場所はコチラ ↓

<https://group-buy.jp/solar/hokkaido/home>

その3

初期費用負担ナシ「0円ソーラー」で太陽光発電導入

(1) 「0円ソーラー」とは？

設備設置にかかる初期費用の負担なしで、自宅に太陽光発電が導入できます。

初期費用は事業者が負担

発電した電気の買取もしくはリース料支払

一定期間（概ね10年間）終了後は、設備が無償譲渡

(2) 「0円ソーラー」のイメージ

大きく「電気買取」と「リース」方式があります。



(3) 導入にあたって

取り扱う事業者によって、設置条件や、太陽光発電システムの無償譲渡までの期間、電気料金やリース料金が異なります。

それぞれの事業者のWebサイトや案内を確認の上、希望される条件や費用に合った事業者を選びましょう！

0円ソーラー 北海道



初期費用ゼロであなたのお家にも太陽光

各事業者のWebサイト、資料請求などをご希望にあった事業者選びを！

★月々の使用量を記録しながら、CO₂の削減にチャレンジしてみよう！

		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	一年間の合計
電気	前年	使用量	kWh	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	kWh
		金額	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
	今年	使用量	kWh	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	kWh
		金額	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
	差	使用量	kWh	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	kWh
	+ or -	金額	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
ガス	前年	使用量	m	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	m
		金額	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
	今年	使用量	m	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	m
		金額	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
	差	使用量	m	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	m
	+ or -	金額	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
灯油	前年	使用量	ℓ	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	ℓ
		金額	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
	今年	使用量	ℓ	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	ℓ
		金額	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
	差	使用量	ℓ	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	ℓ
	+ or -	金額	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥

★それぞれのエネルギー使用量に以下の数字を掛けると、排出量の目安が計算できます★
 ○電気：0.549kg/kWh ※(出典) 環境省「電気事業者別排出係数一覧」北海道電力平均値
 ○ガス：2.29kg/m³ (都市ガス、天然ガス)、5.89kg/m³ (LPガス) ※(出典) 北海道ガス Web サイト
 ○灯油：2.49kg/ℓ ※(出典) 環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」

望ましい環境像

～ 恵まれた自然と共に、安心して暮らし続けられるまち ～

1. 自然環境

【1-1 自然環境の保全】

(1) 豊かな森林の保全と継承

- 恵庭市水と緑のまちづくり推進条例に基づく指導や監視、行動制限を行っていきます。また、必要に応じて、水と緑のまちづくり推進条例に基づく保全地区指定の検討を行います。
- 北海道が委嘱する自然保護監視員と連携を行いながら、適切に自然環境の保護を行っていくとともに、監視員の高齢化が進んでいることから、積極的な広報等を通じて人材の確保に努めます。
- 防風林における不法投棄が依然としてみられることから、適切な生育環境を維持するため、年3回行ってきたパトロール回数を増やし、監視を強化するとともに、森林所有者への保全のための適切な指導を行います。
- 「恵庭市水と緑のまちづくり推進条例」に基づき、引き続き、保護樹木の伐採・移植・剪定等の行為を監視するとともに、行為制限等を行います。
- 林業振興に向け担い手の確保のための助成を継続的に行います。

(2) 水辺環境の保全と創造

- 国や北海道等が公表しているデータの活用や補助金の情報収集を行うなど、水辺に生息する動植物の把握に努めます。
- 水辺の生き物にふれあい、自然をとりまく水辺を介した環境に関心をもってもらえるよう、市内の研究機関と連携した漁川の生き物観察会や、水生昆虫標本展等を、継続的に行います。
- 河川環境の適切な維持、市民の環境保全意識の向上のため、年1回の近隣地域住民参加による河川清掃を、継続して実施します。

(3) 農地の保全と環境保全型農業の推進

- 農業との調和のとれた土地利用を図り、農地を保全するとともに、生け垣や屋敷林、周辺樹林と一体となった良好な田園景観を維持するため、引き続き、市が所有する防風保安林の伐採・枝払い等を定期的に実施します。
- 市で管理している農業用排水路の老朽化が進んでいることから、適切な維持管理を行います。
- エコファーマー認証の取得を促進するなど、農薬や化学肥料の適正使用と豊かな土づくりを推進します。
- 環境保全型農業に関するパンフレットを作成するなど、情報の充実に努めます。
- 水環境に配慮した農業を推進するため、地元環境保全会との連絡を密にし、環境整備（草刈、景観植物、花壇）や水利施設の補修等を実施します。

(4) 自然環境資源の有効活用

- 緑のふるさと森林公園やルルマップ自然公園ふれらんどなどの、既存観光公園の魅力向上に努めるとともに、えこりん村をはじめとした民間施設など施設間の連携を強化し、地域の観光資源の魅力向上、有効活用を進めます。
- 花のまちづくりやイベントと、花の拠点（はなふる）を連携させるなど、恵庭独自の観光資源の魅力向上、活用を進めます。

【1-2 生物多様性の保全と外来生物への対策】

- 北海道が委嘱する鳥獣保護員との連携を密にすることで、野生動植物の保護を進めていきます。
- 国や北海道等が公表しているデータの活用や補助金の情報収集を行うなど、絶滅の恐れのある野生動植物等の把握に努めます。
- 環境省の傷病鳥獣の保護に関する考え方等を踏まえ、傷病鳥獣保護対策を適切に進めます。
- 「恵庭市アライグマ・カニクイアライグマ（以下、アライグマ等）防除実施計画書」を策定し、アライグマ等の防除を実施しているものの、依然として生活環境・農業被害が発生していることから、継続的に防除の取り組みを行います。
- 国や北海道等の啓発物を活用するとともに、ホームページで外来種に関する情報を公表するなど、飼育動植物の適正な飼育管理を推進します。

【自然環境に係る指標】

指標	評価方法	規準	目標
野生の生き物との親しみやすさ※	市民アンケート調査で満足度を調査	3.17 点 (R3 時点)	増加
川や水辺とのふれあいの多さ※	市民アンケート調査で満足度を調査	3.34 点 (R3 時点)	増加
緑とのふれあいの多さ※	市民アンケート調査で満足度を調査	3.47 点 (R3 時点)	増加
環境緑地保護地区・保全地区	条例に基づく指定件数	7 箇所 (R3 時点)	維持
保護樹木	条例に基づく指定件数	6 箇所 (R3 時点)	維持
アライグマによる農業被害額	実績	526 千円 (R2 時点)	減少
エコファーマー認定農家数	認定農家数	26 戸 (R3 時点)	増加

※満足度の点数は、市民アンケート調査で各項目を5段階で評価してもらい、それに対して「満足:5点、やや満足:4点、普通:3点、やや不満2点、不満:1点」を配点し、その合計を回答者数で割ることで算出しています。

2. 生活環境

【2-1 安心して暮らせる生活環境の維持】

(1) 澄み切った空気の保全

- 「恵庭市公害防止条例」に基づく指導監督を継続するとともに、「大気汚染防止法」に基づいた指導を進めるため、所管する石狩振興局との連携を深めます。また、苦情が発生した場合、速やかな解決に努めます。

(2) 健全な水環境の維持

- 「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」に基づき、水道水源となっている漁川上流域の規制地域内の対象事業場に対して、排出水の水質規制を行い、監視結果を「恵庭市の環境」で情報公開します。
- 水源保全のため、森林所有者に対して、森林の水源涵養機能を適切に維持するための指導を行います。
- 市内河川の水質測定を実施するとともに、千歳川水系水質保全連絡会議に参加し、近隣他市町等と結果を共有することで、水質の保全に努めます。
- 令和元（2019）年度に策定した「恵庭市水道事業ビジョン・経営戦略」、令和3（2021）年度に策定した「恵庭市下水道ビジョン・経営戦略」に基づき施策を進めます。施策の目標達成状況は、毎年確認を行うとともに、3～5年間隔で計画の見直しも実施します。
また、下水道事業では、公共下水道及び市設置型合併処理浄化槽の整備を図り、生活環境の向上や水環境の保全を図ります。
- 浄化槽の法定点検結果等による指導等を実施し、浄化槽の不備による水質汚濁を防止します。
- 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」等に基づき、市内3ゴルフ場の水質調査や農薬監視を実施し、水質汚濁を防止します。
- 交通事故等による河川への油流出の防止など、公共用水域の水質保全に向けた取り組みを進めます。

(3) 静けさのあるくらしの確保

- 騒音規制法に基づいて自動車騒音の状況を常時監視し、「恵庭市の環境」で情報公開します。
- 工場・事業場・建設作業から発生する騒音・振動については、届出時に適宜指導を実施するほか、苦情が発生した場合は速やかな解決に努めます。
- 近隣騒音による苦情が発生した場合、法令に基づく指導を実施するほか、原因者・苦情主との対話を通じて速やかな解決に努めます。

(4) 安全な土壌環境の保全

- 過去に水質事故等があった現場付近の地下水について、経過観察が必要ないと判断されるまで、水質調査を継続して行います。

(5) 悪臭対策の推進

- 悪臭に関する苦情が発生した場合、「悪臭防止法」に基づき、石狩振興局などと連携して苦情の速やかな解決に努めます。

(6) 有害化学物質対策の推進

- ダイオキシン類の特性や対策状況などについて、国や北海道が公表する情報を踏まえながら、「恵庭市の環境」などを通じて情報公開します。
- アスベストが吹き付けられた建築物を解体等に伴ってアスベストが飛散しないよう、飛散防止対策を実施します。

(7) 環境の美化や魅力ある景観の創出

- 魅力ある景観の創出、維持に資するボランティア清掃を支援するため、ボランティア袋を交付するとともに、清掃で集めたごみの回収を行います。
- 環境美化等推進員によるごみ排出のマナー啓発や、リサイクルの推進等に関する活動を行います。
- 「不法投棄巡視員によるパトロール」「不法投棄防止啓発看板の設置」「ポイ捨てごみ用ボランティア袋の回収」「5/30 ごみゼロキャンペーン」などによる不法投棄の防止を啓発し、発生した不法投棄については施設管理者や警察などと連携し、適切に対応します。

【2-2 潤いのある生活環境の創造】

(1) 公園や緑地の適切な維持管理

- 公園施設の老朽化が進んでいることから、引き続き公園の再整備を進めます。
- 公園・緑地154箇所の指定管理者による監視を継続して行うことで、公園・緑地の充実に努めます。

(2) 花と緑のまちづくりの推進と魅力ある景観の維持

- 花壇の造成など、景観に配慮した公共施設の整備を進めるとともに、施設管理者による水やりなどの協力を要請するなど、良好な花と緑のまちづくりを進めます。
- 市街地等の緑地が無秩序に減少するのを防止するため、宅地等開発行為に関する指導要綱に基づく緑化の促進を図ります。
- 花と緑のまちづくりの一環として、花壇コンクールの実施や、花とくらし展の開催などを、引き続き行います。
- 空地の雑草に関する苦情は毎年多いことから、「空地の環境保全に関する条例」に基づき、管理不全の空地所有者への除草指導などを、引き続き行います。

(3) 健康で自然とのつながりを感じるライフスタイルの実現

1) 低炭素で健康な住まいの普及

- 建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進し、安全安心でゆとりあるまちづくりを進めます。
- 省エネ型住宅の普及啓発を進めます。

2) 地方移住、二地域居住の促進

- テレワーク移住の促進や環境配慮型住宅団地の開発など、環境に配慮した移住定住事業や、低利用地の再開発事業などを並行して進めます。また、地方移住の魅力PRのための北海道外イベントを継続して行います。

【生活環境に係る指標】

指標	評価方法	規準	目標
水質汚濁物質／BOD	測定調査を実施	環境基準	環境規準以下
自動車騒音	測定調査を実施	環境基準	環境規準以下
空気のきれいさ※	市民アンケート調査で 満足度を調査	3.13 (R3 時点)	増加
まちの緑の豊かさ※	市民アンケート調査で 満足度を調査	3.44 (R3 時点)	増加
においによる生活環境への影響※	市民アンケート調査で 満足度を調査	2.28 (R3 時点)	増加

※満足度の点数は、市民アンケート調査で各項目を5段階で評価してもらい、それに対して「満足:5点、やや満足:4点、普通:3点、やや不満2点、不満:1点」を配点し、その合計を回答者数で割ることで算出しています。

3. 地球環境

【3-1 地球温暖化の緩和策の推進】

(1) 事務事業における温室効果ガス排出削減の率先実行

- 「恵庭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づきPDCA サイクルを伴った施策を推進します。
- 公共施設への太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入を着実に進めます。
- 事務事業における再生可能エネルギーの活用を推進するため、再生可能エネルギーの調達・使用・供給体制の構築について検討します。
- 併せて、蓄電設備導入についても検討し、公共施設における防災機能の向上を進めます。
- 公用車の更新にあたっては、『動く蓄電池』である電気自動車への更新を基本とするなど、公用車の電動化を進めます。
- カーボンマネジメントシステムに基づき、公共施設におけるエネルギー使用量を抑制し、二酸化炭素排出量の削減を進めます。
- 職員一人ひとりの省エネ行動等をより一層浸透、推進するため、削減効果の見える化や研修の定期的な開催を実施します。
- 公共建築物の更新や大規模改修にあたっては、省エネ設備の導入や建物の省エネ化に努めます。
- 二酸化炭素排出量の削減に有効となる、環境負荷の少ない電気事業者との契約について検討し、導入施設を増やしていきます。
- エネルギー起源二酸化炭素については、その排出状況を把握し、再生可能エネルギーの導入・活用機会を積極的に追及し、更なる省エネの推進に努めます。

(2) 市域における再生可能エネルギーの導入拡大と省エネの推進

- 市内外の事業者や近隣自治体とも連携し、エネルギーの地産地消の仕組みづくりを進めます。
- 地域のポテンシャルを最大限活かし、域内における再生可能エネルギーの導入・活用の拡大に努めます。
- ポテンシャル情報や地域内の再生可能エネルギーの導入状況等をわかりやすく整理し、公表します。
- 域内の企業の取組状況を把握するため、継続的な調査を実施し、蓄積したデータの分析・活用・公表を推進します。
- 域内の研究機関等と連携し、バイオコークス燃料の開発・事業化に向けて、企業・研究機関等のマッチング事業を推進します。
- ESG 投資等の広がりに伴い、市内企業の競争力強化の観点から中小企業向けの意識啓発・情報発信を強化します。
- 環境エネルギー展や啓発動画、特設HP、リーフレットの作成等による情報発信、アンケート調査の実施により、市民や事業者にクールチョイスを啓発し、省エネ意識の熟成に努めます。
- パンフレットや広報誌、フリーペーパーなどを活用し、ゼロエネルギーハウスやゼロエネルギービルの普及啓発を進めます。
- 省エネ型住宅や省エネルギー設備、再生可能エネルギー等についての相談窓口を一本化して、市民・事業者が相談しやすい体制を構築します。
- 省エネ設備や再エネ導入による効果など、導入検討に参考となる情報を分かりやすく整理し、ホームページでの公表や相談窓口での技術支援を行います。
- 国や北海道の補助制度の有効活用や最新の状況についての情報収集に努めます。
- 市民や事業者が、再生可能エネルギーの導入に興味を持ってもらえるよう、その導入効果や事業性等の情報を分析し、分かりやすく公表するなど積極的な情報提供を行います。
- 市内事業者による廃食油のBDF 化事業について、回収場所の周知や拡大、市内小学校での回収等に協力します。
- 廃棄物処理事業と下水処理事業との連携によるエネルギー利用（バイオガス発電、ごみ焼却余熱利用による汚泥の減容化など）を継続します。

- 水素をはじめとする次世代エネルギーの利用可能性について、情報収集に努めます。

(3) 脱炭素まちづくりの推進

- 「令和3年版恵庭市都市計画マスタープラン」に沿って、日常生活に必要なまちの機能の集約化を図るなど、コンパクトなまちづくりを進めます。
- 駅周辺の駐車場整備によるパークアンドライドの推進やエコバスの停留所の設置を進めるとともに、実施している施策の情報発信を積極的に行い、さらなる公共交通機関の利用拡大を目指します。
- 市民生活の足を支えるコミュニティバスなどの運行を引き続き行うとともに、多様化する利用者の要望にマッチする運用方法を検討します。
- 特定経路のバリアフリー化を進めるなど、自転車及び歩行者が利用しやすい施設整備を推進します。
- 二酸化炭素の吸収源として、適切な森林管理が重要となることから、森林所有者に対して、森林整備のための意向調査等により、適正な森林の管理を目指すよう協力の呼びかけを行います。
また、街路樹などの市内に点在する樹木についても、同様に適正管理を目指すよう、協力の呼びかけを行います。
- 公共施設及び工場・事業場等における緑化を推進します。

【3-2 地球温暖化の適応策の推進】

(1) 自然災害に対する適応策

- 最新の情報入手に努め、町内会自主防災組織等にもタイムライン作成の働きかけを行います。
- 危険個所の把握に努め必要に応じ、関係所管と連携して対策を進めます。
- 既存、新規の災害協定先企業との連携を進めていくほか、計画に基づき必要な資機材の備蓄を取り進めます。
- 地域と連携した防災訓練を実施します。
- 災害時に非常電源となる再生可能エネルギー設備やEVの普及を促進します。
- 防災教育を推進するとともに、防災知識の普及に努めます。
- ハザードマップを積極的に公表していくとともに、市民の方の理解促進に努めます。
- 避難所以外の地域会館などにおいても、非常用電源の確保に努めます。
- 異常気象を見据えた除排雪体制を構築します。
- 安心安全で持続可能な下水道に向けて、気候変動の状況把握に努め、雨水管整備や雨水流出抑制などによる浸水対策を行います。

(2) 健康分野に対する適応策

- 熱中症や感染症に対する注意喚起を行います。
- 防疫活動に必要な資材の計画的な備蓄を進めます。
- 個人でできる健康分野の適応策について、市のHPや広報・パンフレットなどの多様な媒体で情報発信し、普及啓発に努めます。

(3) 農業・林業分野に対する適応策

- 気候変動に適応した農業技術等の情報収集と普及啓発に努めます。
- 農地の保全を進め、農地が有する多面的機能（雨水の一時的貯留、多様な生物のすみか、食料の供給、景観の創出など）の維持・拡大に努めます。
- 農地や農業水利施設における防災・減災対策に努めます。
- 気候変動によって新たに発生する可能性のある病害虫について、情報収集を行い、対策を検討します。

(4) 水資源に対する適応策

- 安定的な水供給を維持するため、複数の水源の確保に努めます。
- 「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」に基づき、水道水源となっている漁川上流域の規制地域内の対象事業場に対して、排水の水質規制を行い、監視結果を「恵庭市の環境」で情報公開します。
- 基幹的な水利施設の適切な維持管理に努めます。
- 老朽化した水道施設の適切な整備・更新に努めます。
- 緊急貯水槽整備など、渇水時における対策を検討します。
- 雨水・再生水の利用を推進します。

【3-3 地球環境保全対策の推進】

- 一般家庭から排出されるフロン含有物について、フロン類の適正な回収、処理を進めます。
- 引き続き、グリーン購入における取り組みを進めるため、職員研修会等を通じて、定期的に呼びかけを行います。
- コピー用紙の利用削減を進めるため、引き続き裏面活用のほか、事務のデジタル化によるペーパーレス化を推進します。
- 引き続き、工事の特記仕様書における地域材利用の提示等を行うことにより、地域材の利用を推進します。

【3-4 循環型社会の形成】

(1) ごみの減量化・資源化

- 「恵庭市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量や適正処理を推進するとともに、概ね5年を目途に計画見直しと目標達成状況の確認を実施します。
- ごみの発生量抑制・減量化、適正処理推進に資する適切なごみ処理手数料を設定します。
- 食品ロスを削減するため、「フードドライブ」や「フードバンク」、「食べきり運動」の普及啓発などを推進します。
- リデュースを推進するため、啓発リーフレットや出前講座などの各種媒体で、市民の意識啓発を図ります。
- 廃棄物の分別やトナーカートリッジの回収などを推進するとともに、職員研修会などを定期的に行い、職員の意識啓発を図ります。
- リユースに関する情報の周知による市民の意識啓発や、リユース事業に取り組む民間企業と連携したリユースの促進などを図ります。
- リサイクルを推進するため、集団資源回収の励行・支援や民間リサイクル事業者による資源回収に係る周知、小型家電の窓口回収などを実施するとともに、これらを通じた市民の意識啓発を図ります。
- 下水汚泥は下水道法(第21条の2 第2項)を踏まえ、肥料及び熱エネルギーを主軸とした有効利用を継続します。
- 生ごみの分別収集を行い、し尿や下水汚泥との混合処理による資源化を推進します。
- 国のプラスチック資源循環促進法の趣旨も踏まえ、当市における廃プラスチックの適正処理に資するリサイクルシステムについて検討します。

(2) ごみ処理施設・収集運搬

- 市の施設に搬入される廃棄物処理処分データを取りまとめ、市のホームページで情報公開します。
- 焼却施設で発生する余熱や、生ごみの処理の過程で生成されるバイオガス等、ごみ処理過程で発生するエネルギーの有効活用を推進します。
- ごみ処理施設の延命化とリサイクル促進のため、再資源化処理対象廃棄物の受け入れ規制を実施します。また、ごみ処理施設は法に沿った適正管理を行うとともに、維持管理状況を公表します。
- 市が受け入れた廃棄物で資源化が可能なものについてはリサイクルを推進するよう、施設や維持管理体制を整備します。
- ごみの量や質の分析等を通じて、ごみ処理施設の負荷の軽減に努めるとともに、施設の計画的な維持管理、長寿命化を進めます。
- ごみの分別方法や収集ルートの見直しなど、経済的で効率的なごみ処理体制について継続的に検討します。
- 公共事業に伴い発生する廃棄物について、法令等に基づく適正処理を推進します。
- 公共事業に伴い発生する廃棄物について、マニフェスト制度に基づいて管理するとともに、適正処理を推進します。

【生活環境に係る指標】

指標	評価方法	規準	目標
地域の二酸化炭素排出量	マニュアル（環境省）に基づき算定	790 千 t-CO ₂ (H25 時点)	46%削減
太陽光発電などクリーンエネルギーを導入している（市民）※1	市民アンケート調査で取組状況を調査	1.14 点 (R3 時点)	増加
環境に配慮した暖房機器の使用を心がけている（市民）※1	市民アンケート調査で取組状況を調査	2.54 点 (R3 時点)	増加
リサイクル率	実績をもとに算出	35.9% (R1 時点)	36.9%
生ごみの減量に心がけている※1	市民アンケート調査で取組状況を調査	2.26 点 (R3 時点)	増加
ごみはきちんと分別して出している※1	市民アンケート調査で取組状況を調査	2.92 点 (R3 時点)	増加
ごみ出し、ポイ捨てなどのマナー※2	市民アンケート調査で取組状況を調査	3.14 点 (R3 時点)	増加
事務・事業における二酸化炭素排出量（エネルギー起源二酸化炭素）	マニュアル（環境省）に基づき算定	13,506 千 t-CO ₂ (H25 時点)	40%削減
再生可能エネルギー100%の電力を使用している公共施設数（事務事業）	実績	5 施設 (R3 時点)	増加
公用車のクリーンエネルギー公用車の導入台数（事務事業）	実績	5 台 (R3 時点)	増加
公共施設における省エネ設備の導入施設数（事務事業）	実績	12% (R3 時点)	増加
クールチョイス等の省エネ行動の実践率	市民アンケート調査で取組状況を調査	- (%)	R4 調査値を基準として増加
家庭におけるクリーンエネルギー車の活用状況（市民）	市民アンケート調査で取組状況を調査	8.9% (R3 時点)	増加
家庭における太陽光発電システムの導入率（市民）	市民アンケート調査で取組状況を調査	6.8% (R3 時点)	増加
新築住宅におけるZEH 割合（市民）	市民アンケート調査で新築住宅におけるZEH 割合を調査	- (%)	R4 調査値を基準として増加
事業所のエネルギー使用量の情報提供協力（事業者）	事業者向けに調査を実施	- (社)	工業団地内企業の50%
事業所における再生可能エネルギー電源の使用率（事業者）	事業者向けに調査を実施	- (%)	R4 調査値を基準として増加
事業所における省エネ設備の導入状況（事業者）	事業者向けに調査を実施	- (社)	R4 調査値を基準として増加
1人1日当たり家庭系ごみの排出量	実績をもとに算出	556g/日・人 (R1 時点)	532g/日・人

※1 取組状況の点数は、市民アンケート調査で各項目の取組状況を回答してもらい、それに対して「活用している:3点、今後活用する予定:1点、活用する予定はない:1点、活用したいができない:1点」を配点し、その合計を回答者数で割ることで算出しています。（ただし、「わからない・該当しない」は回答者数には加えないこととしています。）

※2 満足度の点数は、市民アンケート調査で各項目を5段階で評価してもらい、それに対して「満足:5点、やや満足:4点、普通:3点、やや不満:2点、不満:1点」を配点し、その合計を回答者数で割ることで算出しています。

4. 協働（情報提供・担い手づくり）

【4-1 環境に関する情報の充実】

（1）環境情報の提供の充実

- 地球温暖化・廃棄物処理・循環型社会形成推進等の出前講座を実施していくとともに、環境関連施設での見学を積極的に受け入れることで、市民の環境意識の向上を図ります。
- 毎年、市の環境情報や環境施策の状況を分かりやすく整理し、「恵庭市の環境」を発行するとともに、市のホームページでも公開します。
- 環境に関する様々な内容について、市だけでなく国や北海道の啓発物も活用しながら情報発信を行います。また、市からの一方通行の情報発信だけでなく、SNSなどを活用した市民による情報発信を促進する取り組みを検討します。
- 省エネや再エネに関する取り組みや導入効果等の情報について分かりやすくまとめ公表するとともに、相談窓口などを設けて技術的情報の支援を行います。

（2）透明性の向上と信頼の確保

- 「恵庭市公害防止条例」に基づき、必要に応じて事業者と公害防止協定を締結することで、公害発生の未然防止に努めます。
- 今後、委託施設なども含むすべての公共施設の運営において、管理マニュアルにカーボンマネジメントシステムについてを位置づけるとともに、庁内や施設間での情報共有を図ることで、同制度の適切な運用を推進します。

【4-2 環境学習の推進】

- 地球温暖化対策・生物多様性の保全・自然保護など、子どもへの環境学習の内容を充実させることで、子どもの環境意識の啓発を図ります。併せて、えにわ環境・エネルギー展の開催や、市内の研究機関等と連携した講座の開催など、大人への環境学習機会の創出について検討するとともに、自然との触れ合いの場と機会の確保に努めます。
- 引き続き、市内の各校で環境を理解・保全する取り組みを実施することで、子どもが環境について考える機会を提供します。
- 市内の自然についての情報発信や、四季に合わせたイベントを実施することで、市民への情報提供を行うとともに環境意識の啓発を図ります。
- 市内小学生への郷土芸能についての学習や体験の指導を通して、若者の郷土愛の醸成と活力あるまちづくりを進めるとともに、担い手育成に努めます。
- 郷土恵庭の歴史や文化財を次世代に伝えていくため、指定文化財の維持管理の充実や、未指定文化財の調査、資料の保全を適切に行うとともに、各種展示会や体験学習会等により、親しんでもらう機会を創出します。

【4-3 協働体制づくりの推進】

(1) 市民・事業者・市の間でのパートナーシップの確立

- SNS などを活用した情報提供などで、積極的に活動している民間団体とのネットワークづくりに努めるとともに、協力体制の構築を図ります。
- 民間事業者が実施する環境市民団体の活動支援事業について、パンフレットなどを用いて市民へ情報提供します。
- 毎年、環境審議会を開催し、環境施策の基本的な事項について審議します。
- 恵庭知恵ネットを活用し、新規団体の登録情報や既存の団体の活動を情報を発信することで、市民の市民活動への参加を促進します。
- 地域と連携した環境保全や公衆衛生の向上に関する取り組みを進めるため、環境美化等推進員会議の実施や推進員だよりの発行などを実施します。

(2) 近隣市町村を含めた広域的なネットワークの形成

- 毎年行われている北海道市長会の環境主管者会議に参加し、他の市町村と環境に関する情報交換を実施します。
- 環境保全活動を推進する広域市民ネットワーク等の活動を支援します。
- 現在、グリーンツーリズムを実施できる区域が限定されていることから、グリーンツーリズム計画を見直し、農業振興地域全域を対象区域とし、広域的なネットワークを形成することで地産地消や都市部と農村の交流のさらなる促進を図ります。

(3) 持続可能性を支える研究や技術の開発

- 持続可能性に寄与する事業を支援することで、環境に配慮した製品の普及を推進するとともに、市内の環境関連のものづくり産業などの活性化を図ります。

(4) 環境ビジネス、経済システムの構築

- 気候変動の影響や社会情勢の変化などを契機とした環境関連の新たなビジネスモデルに関して、情報収集や発信を進め、環境ビジネスの構築を支援します。

【協働（情報提供・担い手づくり）に係る指標】

指標	評価方法	規準	目標
1人ひとりの環境に対する意識や取り組み※1	市民アンケート調査で取組状況を調査	2.98点 (R3時点)	増加
市や事業者による環境情報の提供※1	市民アンケート調査で取組状況を調査	- (%)	R4調査値を基準として増加
自然観察会などの自然と触れ合う活動に参加している人の割合※2	市民アンケート調査で取組状況を調査	18.2% (R3時点)	増加
環境に関する市民向け講座の開催数	実績	2回 (R3時点)	増加
「環境問題やその対策についての情報の入手しやすさ」の満足度※1	市民アンケート調査で取組状況を調査	2.9点 (R3時点)	増加

※1 満足度の点数は、市民アンケート調査で各項目を5段階で評価してもらい、それに対して「満足:5点、やや満足:4点、普通:3点、やや不満:2点、不満:1点」を配点し、その合計を回答者数で割ることで算出しています。

※2 「自然観察会などの自然と触れ合う活動に参加している人の割合」は、「自然観察会などの自然と触れ合う活動に参加している」の項目に対して「行っている、時々行っている」と回答した人の割合です。

恵庭市の環境

－ 令和 6 年度版 －

	令和 7 年〇月発行
発 行	恵 庭 市
編 集	生活環境部ゼロカーボン推進室脱炭素推進課
	〒 061-1498 北海道恵庭市京町 1 番地
	TEL : 0123-33-3131 内線 1141
	URL : https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/
